

平成31年第1回長与町議会定例会総務文教常任委員会会議録（第1日目）

本日の会議 平成31年3月11日

招集場所 長与町議会議場（第1委員会室）

出席委員

委員 長	岩永政則	副委員長	分部和弘
委員	浦川圭一	委員	中村美穂
委員	金子恵	委員	喜々津英世
委員	山口憲一郎	委員	堤理志

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長	谷本圭介	参事	森本陽子
--------	------	----	------

説明のため出席した者

総務部長	山本昭彦	総務部理事	山口功
(総務課)			
課長	荒木秀一	課長補佐	小川貴弘
係長	関口直人		
(契約管財課)			
課長	井川勝信	係長	久原和彦
(地域安全課)			
課長補佐	畑中隆徳	係長	朝居健太郎
係長	山本洋佑		
(情報管理課)			
課長	堀池英二	課長補佐	大山康彦

企画財政部長 久保平敏弘

(政策企画課)

課長	荒木隆	課長補佐	福本美也子
係長	尾田光洋	係長	伊藤央

(財政課)

課長 田中 一之

課長補佐 木須 紀彦

(税務課)

課長 山崎 昇

住民福祉部長 松邨 清茂

(住民環境課)

課長 宮崎 伸之

課長補佐 小林 純子

課長補佐 長谷 裕志

(福祉課)

課長 細田 愛二

課長補佐 山口 聡一郎

係長 江口 美和子

係長 島 美紀

(こども政策課)

課長 村田 ゆかり

課長補佐 北野 靖之

係長 藤吉 有見

健康保険部長 中山 庄治

(健康保険課)

課長 志田 純子

課長補佐 藤崎 隆行

課長補佐 木澤 奈津代

係長 松田 祐貴

建設産業部長 緒方 哲

建設産業部理事 中嶋 敏純

(産業振興課)

参事 川内 佳代子

課長補佐 久松 勝

係長 山口 亮

主事 川田 優惟

(土木管理課)

課長 中尾 盛雄

課長補佐 田中 廣幸

係長 山下 泰明

主査 松本 雄輔

(都市計画課)

課長 日名子 達也

課長補佐 前田 将範

係長 山本 公司

主査 山口 和樹

教育次長 森川 寛子

(生涯学習課)

課長 青田 浩二

課長補佐 和田 久美子

(議事課)

課長 富永 正彦

本日の委員会に付した案件

- 議案第1号 上長与地区公民館の特別施設使用料条例を廃止する条例
- 議案第2号 長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 平成30年度長与町一般会計補正予算（第5号）

開 会 9時30分

散 会 16時22分

○委員長（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。定刻となり定足数に達しておりますので、本日の総務文教常任委員会を開会をいたします。

本日は傍聴の方がいらっしゃいますので、改めてお知らせをしておきたいと思います。

それでは早速、平成31年第1回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第1号上長与地区公民館の特別施設使用料条例を廃止する条例の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

青田生涯学習課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

議案第1号上長与地区公民館の特別施設使用料条例を廃止する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。上長与地区公民館の特別施設であります浴場施設につきましては、長年、町民の皆様の憩いの場として御利用いただいております。しかしながら、昨年5月に浴場ボイラーが故障いたしました。ボイラーにつきましては修繕を依頼しましたが、部品が製造中止になっており修繕することができず、浴場を再開する場合はボイラーの取り替えが必要とのことでした。見積を依頼したところ約380万円、ボイラーの取り替えは高額になるために浴場の使用を休止するか、ボイラーを取り替えて再開するかを検討したところ、浴場施設につきましては年間の運営費や老朽化した施設の維持管理に多額の経費が掛かること。浴場施設は町内に町営を含めほかに4か所あること。利用される方が固定化されており今まで以上に多くの住民の皆様が気軽に立ち寄れる交流の場を提供したいことなどの理由により、浴場施設の再開を断念いたしました。再開の断念につきましては、地元説明会でも報告させていただいているところでございます。今後の施設利用につきましては、住民の皆様のお意見を伺いした上で検討してまいりたいと考えております。そのようなことから上長与地区公民館の特別施設の使用料は不要となりますので、当該条例を廃止するものでございます。なお、附則につきましては、本条例の施行日を平成31年4月1日からとしております。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑を行いたいと思います。

質疑ありませんか。

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

私も上長与出身でありまして、昔からこの温泉につきましては清水温泉って言ってなかなか有名ですね、伝統もある温泉でこういうふうになるのが非常に残念でたまらんとですよね。なしてこがんとってかかって文句ば言いたかっですけども、いろいろよけいじゃなかですけども、いろいろな人に聞いてみました。やっぱりその中で今言われました常連の人達も2、3人でしたけども、こがんとお金のいっちゃ知らんやっただもんな、お

い達はただ風呂に入れば、それでもう楽しみになって行きよったばってんって言う。そういう言い方もしてくれらす人もおられます。また、反対にあんどんは楽しみばとって町は何ば考えとつとかとか、いろいろな意見も聞く中で話ばしよればなんか理解の方に向いていってくれるんですよね。それで私は今回は仕方ないのかなと思いますけども、50名の方が説明に来られたってことでありますけども、この辺でどんな意見がまず出たのか、ちょっと細かく教えていただければと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

青田課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

まず9月27日に開催した住民説明会の分ですけれども、そのときの意見としては、上長与町のお風呂を廃止するっていうのを反対する意見がもうほとんどでした。生涯学習の交流の拠点としてお風呂自体大切ということと、あと健康にも繋がる。それとそこで自分たちのコミュニティがもうでき上がっているんで、そういったところで廃止をするのは止めてくださいという意見が主でした。その中で中立の方もいらっしゃるんですけども、そういった方も意見をしようとしても、なかなか意見が出しにくい状況でした。そして、11月21日に住民報告会を開催しました。そのときは、最初の方は中止を反対するという意見が先程の理由で主だったんですけども、途中から中止というか廃止を賛成するという方の意見が出てきまして、その中でお風呂にそういったお金が掛かるなら子育てとか、道路整備とか、そういったところにお金を回してくださいという意見が、もう最後らへんはそういった意見が多く出てまいりました。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

そうですね、私のそういう人と出くわして話をしましたけども、おいも最初はものすごく文句言うたばってん、やっぱ分からんことでもなかもんなあということで、その人は理解をしてもろうたです。ただこのボイラーが350万とありますけども、私もしょっちゅう上長与に行ってたまにお風呂を覗かしてもらいますけども、このボイラーだけではもう、やはりこいば替えるだけではやっぱりなんか暗かつすよね、あそこ。そしていろいろな所ばすれば手の掛かるじゃないかなっていう思いもしたんですけども、そういう改築っていうか、なんて言うんですか、中を改造すつとにはいろんなそういった計算とかはしてないんですか、そういうとは。ボイラーだけなんですか。

○委員長（岩永政則委員）

青田課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

ボイラーもあるんですけど、あそこが平木場川の方からお湯を持って来てる配管があります。その配管設備っていうのを平成17年か18年に布設やり替えをやっており

ます。その泉質っていうか、水の質がマンガンを多く含んでいるということで、そういった施設っていうのも結構通常に比べたら早く老朽化をしてるみたいです。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

経費についてはもう分からんでしょうからもういいとしまして、今後、風呂を廃止したときに、また憩いの場として活躍ができると思いますけども、説明もあったかと思いますが、そのあとはどのようになっていくのか説明を。

○委員長（岩永政則委員）

青田課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

先程も申し上げましたけれども、今後多くの住民の皆様方の意見を聞いたところで検討していきたいということで、うちの方で持ってる案としましては、先日、一般質問でもありましたけれども、多くの人に集ってもらえる施設、ふれあいセンターから入って右のスペースですね。そういった感じのができないかなあとということで考えております。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

まず、ちょっとお伺いしたいのが、年間どの程度、どのくらいの利用が例年まずあったのかをお伺いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

青田課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

平成21年度2万6,157人、平成22年度に2万5,786人、平成23年度に2万6,223人、平成24年に2万6,002人、平成25年に2万6,342人、平成26年に2万5,211人、平成27年に2万3,095人、平成28年に2万3,809人、平成29年2万2,758人です。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ここは上長与地区公民館の中の施設なんですけど、データがあれば結構なんですけど、利用されてる方たちは上長与地区が中心かもしれませんが、その他の地区からも来られてたのじゃないかなと思うんですけど、その辺りの状況というのは分かりますか。

○委員長（岩永政則委員）

青田課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

第1回の地元説明会に来られた方ですけれども、半数ぐらいは地元の方だったんですけれども、ほかに高田郷、丸田郷、斉藤郷、以上の地区からお見えになっております。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

そういうことで、延べ人数で2万人以上、毎年例年ということは、かなりの住民の方々が利用をされていたということと、あと上長与地区の公民館ではあるものの、それ以外の地域からも非常に親しまれてきた、そういう施設でなかったのかなというふうに思います。それと併せて9月の説明会でも、大方の住民の方が是非存続をして欲しいという意見があったわけですか。町がそもそもこの説明会を開いたって言うのは、これ私の感覚ですが、以前、公共施設を有料化するときに住民の意見が無しに行政と議会で決めてどうということだということで、かなり住民の方から批判もあったので、やはり住民の声を聞かんといかんということで開いたんじゃないかなと思うんですよ。その中の意見でかなりの方が是非残して欲しいということをおっしゃったということ踏まえれば、極力、教育委員会としては存続の方向で考えるべきじゃなかったのかなというふうに思っております。金額もこの説明では380万と高額であったと書いてありますけれども、高額かどうかというのが1つ、そのくらいするんじゃないかなとは思っていますよ。というのが、以前、丸田荘のお風呂ボイラーも含めて故障したときには、もっと多額の経費が掛かったというふうに記憶しているんですよ。そういう状況の中でこれだけのニーズと住民の要望等がある中で金額も380万ですけれども、町全体の予算の中で言えば、財政が厳しいというのは重々承知なんですけれども、何とかここを捻出する方向で考えられなかったのか、この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

青田課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

まず高額っていうのは、既定予算内でできる範囲だったら対応しようと考えておりました。それとあと年間に約900万の経費が掛かってるということで、そういったところで高額っていうことでした。あと最初の住民説明会の際の意見を部長会の方で報告させていただいて、例えば経費を下げるためにエコキュートにしたらどうかとか、そういった意見もあったんですけれども、結局水質の問題で故障とかが出てくるので、またそこでも対応が出てくるということで、ちょっと難しいと。また、入浴料とかも増額して掛かる経費を少しでも補填できないかということでも話はしてはいるんですけれども、やっぱり昨年施設使用料を上げたんで、ここでまた使用料を上げるっていうのも難しいんじゃないかとかそういった御意見もいただいております。一応住民説明会であった意見を部長会の方に上げて、それである程度の意見を聞いております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ランニングコストといいますか、維持管理に掛かる部分で説明でいただいた資料に書かれてありますが、経費が年間900万掛かるけれども、歳入としての利用料収入というのは100万、差し引き800万掛かっているということでお話がありましたけれども、こういった収支の状況というのは何もこの施設だけに限ったことじゃないんじゃないか。社会教育施設というのは、ほぼそういう状況じゃないかなと思うんですね。例えば町民体育館についても年間の維持費と使用料収入というのは相当な差が、それはもう当然なんだと、住民がそれによって健康維持をするためにそういう支出をしている。それから町民プールにしてもそうですよね。年間の経費、維持経費はすごいけれども、そこで子どもたちが泳げるようになるとか、そういう教育的な側面とか、運動機能を高める側面とか、そういったものをいかに提供していくかっていうのが行政の仕事だというふうに思いますので、行政が維持管理、費用対効果で余りにもこれを見過ぎますと、本来、行政って何をやるものなのか、何なのかなという点からいけば、ちょっとここはどうなのかなというふうに思いますが、この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

青田課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

先程の説明でもしたんですけれども、利用される方が固定化していたということで、ほぼ常連の利用が多かったと。そうなった場合に今の段階での考えなんですけれども、もっと多くの人にそこを利用していただきたいと、例えばフリースペースにして来年度から子ども講座っていうのを上長与地区公民館とする予定にしてるんですけれども、そういった子どもたちが講座に来たあとに例えばそこでまた宿題をするとか、そういったスペースができないかなと。子どものときから公民館等に慣れ親しんでいけば、大人になってもまた使っていただけるかなと。それとあそこが体育館とグランドゴルフの練習場があります。そういった方もそういったのが終わったときに立ち寄って休憩できる。そういったスペースができないかなということで考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

質問をよく聞いて、質問に対して答えてください。

青田課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

まず、利用される方が固定化していたと。そして、多くの皆さんに使っていただける場所の提供をしたいということで廃止を考えております。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

利用者が一定固定化するというのは、もう仕方がないことだと思うんですね。これはお風呂に限らず運動、例えばバドミントンのスクールにしろ、何かの講座にしろ、一定その中で多少の入れ替わりはあるものの、一定お風呂に入る人たちは入る人たちで、行政がそれを見てけしからんと言う。そうは思っていないとは思いますが、なんで同じ人たちだけ入ってるんだじゃなくて、やっぱりそういう人たちが、私聞くとところによると、交流する中であら久しぶり来たね。元気してたね。というようなことでお互いの近況なんかを確認し合うという意味でも非常に良かったというふうに思いますので、ちょっと私としては固定化するからいかなものかっていう理由というのは、ちょっとどうなのかなというふうに思います。これはちょっと答弁は結構ですが、それともう1点、先程マンガン類があるから機器がという説明がありましたが、ちょっとよく分からなかったので、もう少し詳しく御説明いただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

青田課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

マンガンが水道管とかに付着して、機械に入って、それが故障の原因になりやすいということです、そういったことでよろしいでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

分かりました。それでその部分なんですけれども、温泉法の2条に該当するというふうになれば継続しなければならないので、その調査をされたということなんですよね。その調査の結果が書かれてないので、結果どうだったのかっていうのをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

青田課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

判定といたしまして、温泉法第2条に定義する温泉に該当しないということで結果を受けてます。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

要するに温泉法に該当するというふうになるためには、一定いろんな成分の基準が恐らくあるんじゃないかなと思うんですね。ナトリウムとか、いろいろミネラル分なんかが主だと思うんですが、そのマンガンというのは、要するに以前は温泉の泉質と言える泉質だったものが、だんだんその濃度が薄くなって普通の水と余り変わらない状況に

なってきたということなのかなと理解してたんですが、そうじゃないんですか。もしそうならそのマンガンというのが、さほど気にする必要もなくなったんじゃないかなという気もするんですが、そうではないということなんですか。分かりますか。要するにマンガンとか、カルシウムとか、ミネラル分が白い固まりになって水道管に付着するっていうのが心配だと言ってたけれども、泉質が変わって一般的な水道水と変わらなくなってきたんじゃないかなっていうふうに気がするんですが、そうではないのかですね。

○委員長（岩永政則委員）

青田課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

成分自体は、水道水もそうなんですけど、いろいろ入っております。その中で以前、上長与地区公民館のお風呂が太陽光を利用して水を温める、太陽熱を利用して温めるやつで以前お湯をしてたんですけども、そちらの方もそういったことで故障をしております。だからそういったものに耐えられないということと、元々その温泉だったということで、ほかの水道水に比べたら多少はいろんな成分が入ってるかと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

それからもう1点、私も意見交換会と報告会、両方傍聴させていただいたんですが、その中の説明で1つの原因がやはり財政的な問題で、特に学校のエアコン設備にも多額の経費が今後掛かってくるということで厳しいんだという御説明なされたんですが、そのときに6億数千万、学校のエアコンに掛かるというふうに説明されたんですよ。今回の入札の契約議案を見ますと、合わせて4億ぐらいということで、一定予算的にはカットと言いますか削減ができたというのと、あとその6億数千万とか4億とかの金額の中にもさらに国の補助がかなり入ってくると思うんで、一定ボイラーの修理と維持管理についての予算的な余裕というのができたんじゃないかと思うんですが、それでもやっぱり廃止せざるを得ないのか。いかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

森川次長。

○教育次長（森川寛子君）

この説明会を開催したときには、どうしても空調の予算というところで、1番掛かる予算というところでの6億という計上をさせていただいておりました。そもそもお金が掛かるから止めるとかいうところも、例えば1年間800万円掛かってるっていうのか、それが10年掛かると8,000万だっというような話もあります。それからそもそも行政でお風呂を営業する必要があるのかどうかということもあります。もう1つ、丸田荘にも町営のお風呂があるっていうところで、上長与のお風呂に来ている方も車で来る方がほとんどっていうところもありました。ですから、車で丸田荘の方にも行っていた

だけるのではないかと。逆に丸田荘の方にお客さんが増えることによって丸田荘の収入も上がるというところで、やはり費用対効果っていうところではなく、町としてどうすべきかっていうところの判断に立ちまして、お風呂は1か所で対応できるのではないかとという結論にも至ったのが現状です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

行政でお風呂、入浴施設を持つ必要があるのかという点なんですけど、ここも私一般質問でも申し上げたんですが、実は前回の葉山町長の時代に何度となく自分が町長に就任するときにいろんな町民の皆さんとお話をする中で、そういうお風呂というものを大事にして欲しいという意見があって、それはそうだなと住民との交流の場として非常に役に立っているということで、町としてそういうお風呂を大事にしていくんだということを議会の中でも何度となく町長おっしゃってたんですよね。私もそれずっと記憶にあるもんですから、長与町というのはそういうお風呂がある。これが逆に長与町の良さなんだと、ある住民の方がそこが良かとかさねっておっしゃるんで、ある町長のときにはこれを大事にしますよと。町長が変わろうが、変わるまいが住民にとっては行政というのは継続していくものですので、行政の担当者とか、行政の首長が変わったから、途端にお風呂がそんなものいるのかなというふうに言われても、やはり町民としたら、いやあ葉山さんからお風呂は良かよって言われとったというふうに私たちも聞くもんですから、非常にギャップを感じるんですが、その点はいかがですか。

○委員長（岩永政則委員）

森川次長。

○教育次長（森川寛子君）

住民説明会のときにも皆様からの御意見をお伺いして、お風呂は本当に皆さんにとってコミュニティになってるっていうのも実感はしております。ただ、それはお風呂に来ている方だけの声なんですけどね。ですからお風呂に来ない方にとっては、やはりそこまでのお金が掛かってるんだっていうところにびっくりしたっていう御意見も伺いましたし、町でお風呂が1か所はあるというところは、町としてもお風呂を残したいっていう意思の表れですし、やはりどうしても温泉としての成分ではなかったっていうところもそれを残す結論に至らなかった実情であります。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

幾つか質問させていただきます。部品が製造中止だったために、その取り替えのためのボイラーが高額ということで今回は断念したということですがけれども、これが部品があったら継続をしようという考え方ではあったんでしょうか。まずそこをお尋ねします。

○委員長（岩永政則委員）

青田課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

修理が可能であれば既定予算内で運営できたので継続をしたと思います。それとあのボイラーを取り替えなければいけないということで、そこで廃止するかどうかというきっかけが生まれてまいりました。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

今、長与町ではできるだけ無駄な経費を省く。これがそれに当たるかというのは福祉の観点からはちょっと外れるかもしれないんですけども、極力歳出を減らすっていう方向ではあるかと思うんですね。それで10月11日に部長会を開催し住民の意見を参考に協議し、その中での意見を参考に廃止の方向で決定したというふうにあります。この部長会というのは、ある程度町の財政とかそういうものに対する方向性というのがきちんと出されている会だと思うんですね。先程ちょっと丸田荘の件もありましたけれども、何年前かに丸田荘が1か月ぐらい利用停止になったときも、かなりの修理の金額が掛かったと思うんですけども、そちらの方は福祉課で所管は違いますけれども、今後こういうふうな部分では、なんて言うのかな、費用対効果を考えて廃止という方向。温泉だけではなく、いろんなものがあると思うんですけども、現在ある考え方が、そういう考え方であるということなんでしょうか。その確認をしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

森川次長。

○教育次長（森川寛子君）

皆様御存知のように公共施設が老朽化しております。今後、劣化状況調査等も企画主導でやってもらってるんですけども、どうしても統廃合っていうところは考えていかなきゃいけないというのが部長会とかの基本的なベースにあります。ですから今後丸田荘が修理とか、そのあとどうするかっていうところはまた今後の検討課題だと思います。上長与公民館も実は劣化状況調査をいたしまして、コンクリートの中性化が進んでるっていう診断も出ております。やはりお風呂で水蒸気とかがずっと常時溜まっているような状態もあつての中性化なのかなっていうところもありまして、やはり維持をしていくためには一定の英断も必要なのかなっていうところも考えております。

○委員長（岩永政則委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

ちょっと1点だけ質問させていただきます。今、源泉も引っ張ってるということなんですけども、もし廃止になればその源泉はもう中止するという形になるんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

青田課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

管自体は、とりあえずそのままにしとこうかなとは考えております

○委員長（岩永政則委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

冷泉なんで、そう利用価値はあんまり無いのかなというふうに思うんですけども、これ引っ張ってる間、何か利用される計画とかあればお伺いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

青田課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

特に計画とかはしてないんですけども、最終的にはもう無くなると思うんですけども、元々温泉を利用されてた方が今使用されてるんで、その分について配管の方はできるだけ残していこうかなと考えております。

○委員長（岩永政則委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

9月27日の住民説明会なんですけども、その温泉法が10月10日に出るということで、そのあとに逆に開催できなかったのかなというふうに思うんですけども、早い話この50名单純に割っていけば、ほぼ利用者が来てたのかなというふうに思いますし、後日11月に開催された分に関しては本当の地元の人かなというふうに考えられるかなと。ちゃんとした温泉と思って入っていた方がおったんじゃないかなと思うんで、逆に温泉成分が変わってきてますよっていうところを、このときしっかりと説明していただければちょっと違ったかなということもあるんですけども、先程堤委員の方から話が出ましたように温泉成分ですね、これ多分、硫化水素等のPHとか濃度が下がってきてるのかなというふうに感じるんですけども、弱アルカリ性の単泉水が多分最初出たときの成分かなと思いますけども、その成分の変化の表をあとでいいですから、ちょっと参考にでも見てみたいかなというふうに思うんですけど、そこら辺は配布は大丈夫ですか。

○委員長（岩永政則委員）

青田課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

成分の変化表ということですけども、今回の成分は出ております。それと以前できたばかりぐらいのときですね。それがこういったものなんですけども、これは最初の当初の分ですね。あと今度の分はちゃんとした法律に基づいた分析表になってるんで、ちょっと比較っていうのが難しいのかなと思っております。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

大体廃止の考え方は伺ったんですが、例えば同僚議員も言うておりましたけどもランニングコストの800万とか、こういったものはもう覚悟の上で行政も取り組んでるわけですから、こういったものは廃止の理由にはならないのかなというふうに聞いておったんですが、今後、住民が気軽に立ち寄れる交流の場を提供するような利用をしていくんだということをおっしゃりましたけども、先程説明があった中で今、企画で劣化状況調査ですかね。こういった中でも上長与の状況というのもかなり建物自体厳しい状況で、将来的にどうしても大規模な改築か、建て替えかかってというようなものが迫られてくると思うんですが、敢えてまたそこに、今の現状で風呂を取っ払った状況の中でそういったものに投資をしていくのか、もうこの建物自体が、本体自体がもつのかもたないのかっていうような状況の中で、ここら辺企画あたりと協議をされているのかどうかですね。

○委員長（岩永政則委員）

青田課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

関係各課とは協議をしております。その上で要望とかはあるかと思えますけれども、そういった状況です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今回の380万円のボイラー取替費用を高額っていうのも1つの理由で言われておりますので、先程の状況も併せて考えたときに、相当多額の費用が掛かるようなそういうのはちょっと控えていただきたいと思うんですか、そこら辺も是非よろしいでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

青田課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

住民の意見もお尋ねした上で検討してまいります。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

今まで質問がなかった部分でお尋ねをしますけれども、③にある上長与地区コミュニティの理事会で状況報告を行ったと、報告だけで一方的に報告で終わったのか。あるいは意見を聞いたのか。その意見はどういうものだったのか。まずここをお尋ねしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

青田課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

そのときは、こちらの状況というのを説明したあとに理事の皆様から意見を伺いました。その中で、利用されてる方にとってはお風呂が無くなるというのは大きな問題じゃないか。あと、利用されてる方は独り暮らしの人も多いということ。それと上長与公民館まで歩いて行けない高齢の方はデイサービス等を利用している。あと、ほかの町でこのような浴場施設を予算化している所はあるのか。あと、浴場でなくても交流できる場があればいいのではないか。町の財政が厳しいとよく聞くが見直すべきところは見直した方がいいんじゃないかという意見がありました。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

今話を聞くと基本的にやっぱり廃止止むなしという意見もあったということはよく分かります。その結果が例えばこの下から3行目にある、今まで以上に多くの住民が気軽に立ち寄れる交流の場を提供したいという事に繋がってきておるのかなという気がしますけれども。そこでお尋ねしたいのは、例えば今200円ですかね一般の方は。そうすると、例えば使用料を若干値上げをする。それから今、営業時間が正午から夏場が午後7時までやったかな。冬場が午後5時まで、こちら辺の営業時間を例えば19時に揃えとか、そういうことをする。ボイラーを替えて、若干使用料も値上げをして、営業時間も延ばして利用者を増やす。そういうことの検討はなされたのか。これを伺います。

○委員長（岩永政則委員）

青田課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

使用料につきましては、まず利用される方は高齢者の方がほとんどということで、年400円以上になれば何とか、そこまで負担も掛からないというところでありました。それと営業時間の延長につきましても、2時間延ばしたとして、そこにも人件費が掛かってまいります。そうしたときにまた経費の方も増えてくるので、そちらの方は検討しておりません。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

この上長与の浴場、それから丸田の丸田荘の浴場。丸田は所管が違うので答弁はあれですけども、丸田もお風呂の営業中止と何日か前、3、4日前ですかね、防災無線で放送があつてましたよね。これもずいぶん維持費が掛かっつて途中でボイラーの大掛かりの修理等をしたと思うんですが、やはりこういったお金を取って営業をするという施

設については、この一般会計とはやっぱりもう切り離して特別会計、例えば温泉特別会計とか切り離して、そして経営を明確化する。今はもう教育委員会の経費の中で包括されてしまっておるので分からんという。だからそういうものまで踏み込んで、もう一遍見直して見ようということは全くされなかったのか、伺います。

○委員長（岩永政則委員）

森川次長。

○教育次長（森川寛子君）

会計の見直してるところまでは考えたことはございませんでした。ただ、やはりその2か所とも経費が掛かってるっていうのは、私も以前、福祉の方におりましたので重々分かっております。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

さっき同僚議員も言いましたけれども、今年の施政方針の中に徹底して無駄を排除する姿勢、これが無駄というふうに取りられるのは心外だと思うんですが、その一環ではないという話はされたように思うんですが、要は8月8日にコミュニティの理事会でそういう報告をした。意見を聞いた。住民説明会をした。あと11月21日には報告会ですから、もう廃止をするということの報告ですよ。ですから、若干拙速過ぎたと、もうちょっと聞く機会を設けてもよかったじゃなかろうかなと。例えば住民説明会は恐らくあそこに説明会を何月何日にしますとかいうことで張り紙をして、あるいは広報で流してと、そういう形の周知徹底を図ったということだろうと思いますが、約50人が参加をした。逆に言うと参加者に対する、あそこに担当の職員がおるわけですから聞き取りを、アンケートをしたりとか、そういったものまで踏み込んでやっとならば、また、住民の生の声というのが聞こえる部分がある。50人の中で意見を言う人と意見を全く言わない人、恐らく絶対あるはずですから、声高に叫ぶ人の意見が住民の意見と取られがちになるんですけれども、そういう意味で手続きとして、そういう十分な手順を踏んでやったんだとは、私はどうしてもこの資料から見ると若干やっぱり物足りなかったのかなという気がします。28年12月の使用料の条例改正、あのときにもやっぱりそういう拙速だという意見も多分聞かれたわけですよ。反対運動も起こりましたよね。あれはいろんな施設を利用する多くの町民がおったのでああいう声が出た。今度は浴場という限られたそこだけの問題だから住民の声というのはなかなか上がらなかった。ただ先程から同僚議員も言ってるように、住民の声は逆に議員たちには何とかしてくれるという話は多分届いてはおると思うんですよ。で、もう私自身はやはりこういう手続きを、万全ではないにしても手続きを踏まえてきとるので、今さらこれをまた整備をして云々ということはやっぱりそれはやるべきじゃない。ただ、今まで以上に住民が気軽に立ち寄って交流の場を繋げるということに対して教育委員会として、行政として本当に真剣

に考えて、それこそ住民の声も聞きながらやっていくという姿勢を見せんと。もう聖域無き経費の縮減とか、無駄を排除とか、そういったことで片づけられるような問題じゃないと思うんですが、そこら辺についてもう一度次長の意見を聞かせてください。

○委員長（岩永政則委員）

森川次長。

○教育次長（森川寛子君）

御意見誠にありがとうございます。おっしゃるようにまずコミュニティの方で一旦皆さんがどう思っているかっていうところで、8月8日のときに御意見を一定吸い上げるような形、そのときにはやはり廃止も止むなしではないかという意見が多かったというところもありまして、それでは実際に利用されてる方の御意見を聞こうというところで9月の説明会になりました。やはり9月の説明会は利用をされてる方がもう大多数を占めましたし、廃止してもいいんじゃないかっていう御意見を持っていらっしゃる方も何人かいらっしゃったみたいなんですけれども、全く声を出せないような状態でした。もちろん皆さんの意見は存続してくれっていうことでしたので、やはり教育委員会だけでそれを判断できないので、部長会とか、幹部が集まる会議の方に皆さんの御意見をお伝えしますと、そのあとの結果をまたお知らせしますっていうような形で9月の報告会は終わりました。9月の報告会を受けて、部長、町長、副町長、幹部全て集まる部長会がすぐ開催されましたので、その時点で住民の意見というのは我々も真摯に伝えたつもりであります。が、どうしてもいろんな状況を幹部の方から話を聞くに当たってやはり廃止という方向に動いていったっていうのは事実です。ですから、もっとこう住民の方の御意見を聴くべきではなかったかっていうことも分かるんですけれども、そこについては存続して欲しい、それから廃止も止む無しという御意見がどうしてもあるので、我々としても皆さんのそれだけの御意見があるんだったら存続した方がいいのかなというような気持ちでいたんですけれども、それが覆らなかったというところはあります。どうしてもお風呂に来た方っていうのは、お風呂に入ってくつろいでゆっくりして帰るっていうのは余らないと、逆にもうお風呂に入ったらそのまますぐ帰るということだったので、逆にそういう形でのコミュニティは、お風呂の中だけだったのかなっていうのもありますので、やはり気軽に立ち寄って交流ができる場所、公民館は気軽に立ち寄れるじゃないかっていうんですけれども、やはり部屋を借用するとなると、いろんな段取りを踏んで、借用を上げて、使用料払ってという段取りがあるので、それは一定面倒なことになりますので、そういうのが必要の無い場所っていうのを作りたいっていうのが教育委員会としては思っておりましたので、そういう場所を作るためにもお風呂を廃止して、その場を作れないかっていう話になっております。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

住民説明会そして報告会参加させてもらった中でちょっと感じたのが、もちろんいろんな住民の方の意見が出ていいんですよ。9月12日については利用者の方がかなり多くて、圧倒的に是非存続して欲しいという声が出されました。11月21日の住民報告会では、実は私が住んでる自治会の自治会長、副会長、そして環境部長、一定組織的に動員されたような方々が来られて、この方々は通常利用されてない人たちなんですけども、その人たちから、もうお金も掛かるし必要ないんじゃないかという意見が出された。私は参加した中でそういう事実を知ってるんですが、そういうそれぞれの意見が出された会議だったということでもあります。そして1つ気になるのが、この施設そのものが教育委員会が所管してありますので、住民のそういった様々な意見を聞いた中で、本来なら教育委員会としてどうすべきだという教育委員会なりの考えを持って、そしてそれを部長会に上げるというふうにすべきじゃなかったのか。そういうふうにされたのか、もしくはこういう意見が出ましたというのを、そのまま部長会に丸投げされたのか。私は教育、生涯学習とか社会教育という専門的な立場からの考えを教育委員会として持って、部長会なりに投げかけるべきじゃなかったかと思うんですが、その辺りの状況というのはいかがだったのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

森川次長。

○教育次長（森川寛子君）

9月に住民の声を直接聞いた我々としましてはやはり存続させたいと。ただ、どうしても経費が掛かるので、週6日開いてるのを週6日ではなく、例えば週3回とか回数を減らすことによって経費を削減できないかとか、そういう形での提案とかもさせていただきました。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

この憩いの場の廃止ということで、私も住民の方から近所の方がまさか利用してる人がいるとは思ってなくて、お話を聞いたときには、この説明会に行かれたかどうかまで聞かなかったんですけど、そのボイラーの取り替えが高額であると、年間に経費がかなり掛かるというふうに言われたことは分かったような感じでしたけど、その11月21日の説明のときに小中学校のエアコンのことも含めて説明をされたところにも書いてますけども、まずそこで、そんなこと知らないっていうようなことを言われたわけですね。だからそれは利用されてる住民の方のもうとにかく無くして欲しくないという意見だったのではないかなど。元々こういう施設を運営するに当たっては、経費が掛かるということが分かっているけども重要だということでお風呂を今まで存続されただろうと思うんですね。まず1点、この380万のボイラーの取り替えは高額だとは思いますが、取り替えをしても例えば先程何か、私も水の水質問題は分からないですけど、取り替えて

もまたすぐ取替時期がくるのではないかとか、だからエアコンの云々っていうのはそれは現況として話されたと思うんです。まず例えば380万で取り替えたとして、大元の施設も老朽化してますから、結局次にまたすぐ壊れる、耐用年数が長くないとか。私しません説明会行ってないんで分からないんですけども、そこはどのような状況だったんでしょうか。取り替えて例えば水質の関係でまたすぐ壊れるとか、そういったことも予測できるからっていうことも理由にあるんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

青田課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

ボイラーにつきましては、平成17年か18年に1回取り替えをさせていただいております。だからそういったサイクルぐらいで故障は起きるのかなとは考えております。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

それと町内には所管は違いますけれども丸田荘にお風呂があるということで、その方たちは丸田荘を利用されているそうです。そうしましたところ要するに1か所が閉まったから非常にたくさんの方が来ていると、それと駐車場が少ないということで、そっちに行行って言われたけどそういう状況にもあると。もう1点は、先程はお風呂だけ利用したらすぐ帰られる方が多いようだって。まだこの方達は別なんでしょうけど、公民館という施設もあって自分たちはとてもゆっくり過ごすことができたのというような意見もあったので、多くの利用者の方からしたらお風呂の利用ということだけで一部の方々のって、私も費用のこととか考えればそうなのかなっていうのは十分分かるんですけども、そういったことで利用された人もいたっていうことは、私は実際聞いたところで申し添えたいと思うんですけども、そういったことを含めてこの部長会云々があつて、ちょっと決断が早い感じがしたんですけど、ほかの方も質問されたんですけど、廃止に至るにはもうこれで十分だという形で決定されたのかどうかだけ教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

青田課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

駐車場に関しては確かに多い時間帯もあるそうで、そういったときは働く婦人の家の館長等に今整理をしていただいている状況です。これ以上、かなり増えればまた駐車場の方も検討していかないといけないかなと考えております。もう1点、決定までの期間が短かったということにつきましては、風呂をどうするのかっていう意見をたくさんいただいて、その中で早くこちらの決定というのもお伝えしないといけないかなということで、少し早かったと言われれば早かったのかなとは思いますが、そういったことで決定をさせていただきました。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。

質疑がありますので、副委員長に交代をいたします。

○委員（分部和弘委員）

委員長交代します。

岩永委員。

○委員長（岩永政則委員）

公立公民館というのは、これはもう私の専門職の部分なんですけど、公民館というのは、社会教育法に基づく教育施設なんです。それに付随してお風呂を設置して町民の健康増進なり、あるいは様々なコミュニケーションの場を作っていく。公民館というのは、本来、茶の間という社会教育のサイドから考えますと住民がいつでもどこでも誰でも、例えば家の中でなかなかお客さんと対応できない。それでは公民館を使いましょう。だから公立公民館は茶の間という考え方がまずあるわけです。だから誰でも利用できる。ただ、システム上何かの決まりを決めて、節度をもって、そういった整理をしながら利用していただくということで規則なり何なりを作っていくという手間が掛かるような形を取るわけですけども、その辺りを基本的にまず考えていないのじゃないのかなという感じを私持つわけなんです。だから社会教育施設の公民館というのは、そういうものなんだという認識を再度、教育委員会としては持つべきだということが1つあります。したがって、こういう事態があったときに教育委員会としての主体性をどうすべきなのかという教育委員会自体の考え方を持つべきだというふうに思うんですよ。ちょっと事例を高田公民館に、私の経験を踏まえて申し上げますと、ちょうど社会教育課長にいたときに高田公民館の空調が壊れておった。で、そのまましておるわけですよ。僕は異動で行ってすぐ住民からわんさわんさ陳情が来たわけですね、私よく知っておるもんだから。そしたら500～600万当時ですね。教育委員会としてそいじゃどうするのか。これ町長と話をしまして、予備費が当時2,000万あったんです。この予備費を使わせて欲しいと直談判をしたわけですよ。そしたらいいじゃない。それは当然じゃないかと言って、予備を使って500～600万の空調設備改修をしたわけです。交換的なものをやったんですけども、そういうやっぱり自分の所管については体を張ってでも予算を取るような姿勢が果たしてあるのかなというふうに思うんです。どうですか。

○委員（分部和弘委員）

青田課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

所管としましては、もちろん継続っていうのは要望はいたしました。力不足でそういったところはちょっと予算的には取れませんでした。それと公民館ということでの機能ということなんですけれども、確かにお風呂も公民館としての機能は持ってるかと思えますけれども、1番考えたかったのが本当に気軽に来れると。ほかの町立公民館もそう

なんですけれども、住民の方が来て実際部屋を借用しないと利用ができないと。ロビー的なものは小さいんですけれども、うちの所管ではないんですけれども、ふれあいセンターとか、南交流センターのあの広いスペースが本当に羨ましいなどは考えてます。そういうスペースがほかの公民館でもできないかなと。それこそ本当に気軽に皆さんが立ち寄って、いろんな話ができ、集まる場所ということで機能できるのかなということで、できればそういった施設を今後検討していきたいと考えております。

○委員（分部和弘委員）

岩永委員。

○委員長（岩永政則委員）

今、巷でこの中止についての不満というか、町に対する不満、もう蔓延をしておると言っても過言ではないように私は思っております。と言うのは、あっち行きこっち行きしましても、大体どうなるとるんかと、住民の意見は全く通ってないじゃないかと、そういう不満があるわけなんです。今どんな捉えておりますか。全くもう意識は忘れてしまって以前のことは、何か月か前のことなんですけど、蔓延してると言っても過言ではないような状況にあるんですよ。どう感じていますか。

○委員（分部和弘委員）

森川次長。

○教育次長（森川寛子君）

町長への意見箱で御意見は何通かいただきました。直接、我々に対して存続をしてくれっていうところでの直接的な話は一定落ち着いているのかなと思っております。

○委員（分部和弘委員）

岩永委員。

○委員長（岩永政則委員）

先程から委員からの質疑の中でも感じられるんですが、ペーパーからもそうなんですが、この5月から始まって10月には廃止を決定しておるわけですね。4か月ですね。はっきり言って真剣さに欠けるとるんじゃないかと感じます。お金に関わることに終始をした議論になっておるんじゃないかというふうに思います。それと報告に終始をしておると。例えば意見を聞く、もう私も何人からも聞いておるんですが、その報告会で説明会で我々が意見を言ったけれども、言うけれども、それが通るんですかと言うと、通りませんと、それは反映ができませんと、もう決まったんですよというような言い方をされた。それなら説明会をする必要ないでしょうと、そういう意見がいっぱい来るわけですよ。確かにもう言われるとおりにですね。意見を聴きたいと言うならば反映をするという姿勢の下に意見を聴くべきなんです。ところが意見を言って通るんですかと言ったら、通らないと。それは住民が言われるとおりにね、そんならせんでもいいんじゃないのと、そういうことなんです。事実か私は聞いておりませんが、堤委員は事実を知っておられるというふうに思うんですけども、そういうものが入ってくるわけです。

だから喜々津委員も先程言われたように、ちょうど使用料の改定の考え方と、あれだけ揉めたことが全く反省の色がないと、同じじゃないのと、体質が変わってないのかなど。これはもう教育長以下、これは町長まで影響しますので最終決定は町長ですから、教育委員会は財源を持たない。やるかやらんかの決定は町長なんですから、町長批判というのはまさに今出ているんです。皆さん方には聞こえていないかもしれませんが、町長しかないわけですから決断は、そうすると町長がしたんだということにもうなっとるんですよ。それを職員なり町長以下の人たちはどう適切な判断をするのかを町長に具申をしてあげるのが皆さん方の仕事なんです。部長会で決まったからって言ってそれを持って行って町長に、例えば部長会で決まりました。そう書いてあるんですか、部長会で決まったって。そういうことで行政がなされてはですね、報告をして最終結論は町長なんです。だからそういう説明も、ちゃんとシステムは説明してあげなければ非常に不満が蔓延をしていくということなんです。どうなんです。私が言っておるの間違いでしょうか。

○委員（分部和弘委員）

森川次長。

○教育次長（森川寛子君）

部長会で決定したものではありません。部長会の意見を参考に町長、教育長、それから所管交えて話をして決定したってということになります。

○委員（分部和弘委員）

岩永委員。

○委員長（岩永政則委員）

使用料の考え方と全く変わらないんじゃないのと、たった4か月ぐらいですね。だから、もっと1年とか猶予をもって、そして故障ですからね。それをするかせんかの決定はするとしても、廃止となるとこれは様々なことが出てくるわけですので、やっぱり廃止をする方向にあったにしても猶予期間をもって、その間住民の意見をさらに聴いて。あんまり急ぎ過ぎる。急いで決断出すのは本当に良いことなんです。ところがそれは時と場合によって違う場合があるわけですから、区別しながら考えて住民に直接関わる問題ですね。これ次長、風呂に入ったことありますか。ないでしょう。そこの風呂に。上長与の風呂に私は何回も入りに行くんですね。頭が痒いような場合は1発で良くなるんです。これはもう昔からのあれですね、そういう薬効がどうなのかという以前の問題として、だからあそこに風呂を引いたわけですよ。清水さんという人が温泉をしておったんですけども、それを町に譲渡しましょうということで、それじゃあそれを公民館に設置をしましょうと、住民の皆さん方の利便に供しよう。そういう歴史もあるわけですね。その辺りもやっぱり大切にしながら慎重に、すぐ必要ないから、規則を廃止する手続きをすぐやると、もう全く住民無視じゃないかということが蔓延をしておるわけです。私聞かれて、どうしても止めるならば規則の改正が出てくるでしょうと、条例の改正が。

そんなことをしてみろというような状況もあるんですよ。言われておるんですけども、私はね。だから喜々津委員も言われたように拙速過ぎて、時と場合によっては慎重に時間を置いて考えていくべきだと考えておるんですけども、どんな議論があったんですか。

○委員（分部和弘委員）

森川次長。

○教育次長（森川寛子君）

部長会での議論ということになるかと思えますけれども、やはりどうしても必要か、必要でないかっていうところでの話にもなっていました。そういういろんな御意見が出ることによって、町長とかの考え方っていうのも一定の方向に向いていったんだと思っております。拙速過ぎるっていうことなんですけれども、やはり今回なぜ条例を上げさせていただいたかって言うと、ここでもうお風呂は無くなるよ。ただ次のステップに進むためには、もうお風呂じゃなくて違うもの変わっていくんだっていうことを住民の方々にも分かっていただきたいというところがありまして、今回条例を上げさせていただきました。

○委員（分部和弘委員）

委員長を交代します。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

すいません、ちょっと1点だけ。この経費の900万、差し引き800万っていうけど、これは純粋にこの風呂に従事する方の人件費とか、風呂場に掛かる分の光熱費とか、そういうことで考えると私ちょっと当初予算と比較はしてないんですが、800万ぐらいの減額になるのかどうかですね。そこら辺をちょっと教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

青田課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

こちらの方は29年度の実績で出しておりまして、公民館の予算というのが2,000万ちょっと、2,100万ぐらいだったと思うんですけども、こちらの方は純粋に公民館で使ったお金、消耗品、重油、水道料、下水道料等から算出しております。それと水道料とか下水道料につきましては、実際お風呂で幾らというのが分かりませんので、ほかの公民館の平均的な経費を除いたところで算出しております。人件費は浴場の管理で222万3,867円、それと清掃で60万8,000円と個人委託がありますので57万2,000円、人件費は以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

そしたらいろいろ按分されて、風呂に係る経費ということで900万と言われてると
いうことで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

青田課長。

○生涯学習課長（青田浩二君）

委員がおっしゃるとおりです。

○委員長（岩永政則委員）

11時5分まで休憩いたします。

（休憩 10時51分～11時05分）

○委員長（岩永政則委員）

それでは、休憩前に引き続き委員会を行います。

質疑を受けたいと思います。ほかに質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

教育委員会としてのいろんな意見を聞く中で大変苦慮されたということは重々理解して、そういった一定の方向を出されたということは理解はするんですが、一方でやはりどうしても住民の皆さん、利用されてた皆さんの非常にお風呂を愛する気持ちというのも非常に伝わってきているということと、そういった住民の皆さんの声も同僚議員の皆さんの方にも届いているということと、それから委員長や同僚議員の皆さんもちょっと拙速過ぎやしないかというような意見も出ておりますので、私としては議会基本条例の中で住民と共に歩むというふうな考えを持っておりますし、今回、結論を出すんじゃなくて継続ということができないかなど。もう少し行政の意見を聞いたり、住民の意見を聴くような、そういう手順を踏んだ方がいいんじゃないかなというふうに思うんですが、継続ってということにしてはいかがかなというふうに思います。

○委員長（岩永政則委員）

継続という意見が出ておりますが、しばらく休憩をいたします。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を再開し、質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私はこの議案第1号上長与地区公民館の特別施設使用料条例を廃止する条例に反対の立場から討論を行います。この憩いの場を廃止するという中身でありますけれども、この廃止の1番の理由が維持管理が多額の費用が掛かるという説明がありました。しかし、維持管理というのは、住民の交流であるとか、親睦であるとか、また今後到来する高齢化に伴って、住民同士の安否を確認すると、こういったことに対するいわゆる社会教育に根差した住民活動に掛かるコストだというふうに理解しております。また入浴施設による住民交流というのは、以前の町長が町民に約束した町の政策であり、入浴施設があるというのは長与町の特色であったというふうに思います。そしてさらにこのお風呂の存廃について説明会を町が行った中で、圧倒的な存続を望む声が出されたという中で、その後、廃止したいという町の方向性が出されたときの町民の皆さんが大変残念にそして失望したという状況がありまして、そうした意見は私の元にも寄せられております。やはりそういう状況の中で廃止という提案が出されましたけれども、それを了解というわけにはいかない。必要な経費は払ってでも住民のそうした交流親睦の場というのは維持していくということが大事だという立場から、この廃止条例には反対をいたします。

○委員長（岩永政則委員）

次に、賛成討論はありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

私は議案第1号に対し、賛成の立場で討論をいたします。まず施政方針にあるように将来にわたる財政の健全性の維持ということが重要ということで、真に必要な、優先性が高い事業の集中化、重点化、そして徹底して無駄を排除する姿勢というふうに盛り込まれておりますけれども、今回の憩いの場の廃止というのは、住民サービスという観点からするとやはり継続ということが望まれたかもしれませんが、多額の経費、差し引き800万の経費が掛かっているという点、そして今後、公共施設の建て替え等も視野に入れ、上長与公民館は特に優先順位が高い部分に入っておりますので、建て替えた時点で周辺住民の方の御意見を聴きながら、このお風呂の存続、また改めて作り直すということも考えられますし、現時点で老朽化した建物内での修理というのは今回は見送るということにして、ほかの施策もいろいろありますので、そちらの方で住民サービスをしっかり行っていただいて、そこの部分はカバーできるようなことを考えていただくということを念頭に、今回のこの廃止案には賛成をしたいというふうに思います。

○委員長（岩永政則委員）

次に、反対討論ありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

それでは賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。まず条例廃止は、上長

与公民館の特別施設と条例では書いてますけれども、これを廃止するもので、公民館そのものの機能を失うものではないと思います。また、町有の浴場施設も丸田荘にもあることから町内の浴場施設が全く無くなるというわけではないというふうに思います。平成28年12月の使用料徴収の際にも、いろんな反対意見が噴出をいたしました。あのときも拙速感が指摘をされましたけれども、今回もいただいた資料を見てみると、若干、拙速感というものも感じないわけではありません。ただ、この浴場廃止後の施設活用を今後検討していくということでもありますので、これに当たっては、近隣住民とかコミュニティ協議会等住民の意見を十分聴くという、こういう努力を今まで以上にしていきたいというふうに思っております。条例廃止をして今後の活用策を協議することが生産的だと思っておりますので、私はそういう立場から条例廃止案に賛成といたします。

以上です。

○委員長（岩永政則委員）

それではこれをもって、討論を終わります。

これから議案第1号上長与地区公民館の特別施設使用料条例を廃止する条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お疲れさまでした。暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

議案第2号長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

皆様こんにちは。それではただいまより議案第2号長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由につきまして御説明をいたします。

今回の改正は、職員の過度な長時間労働を制限するとともに、健康面への配慮を行うなど平成31年4月に施行される国家公務員の人事院規則の改正に準じて、本町の職員の勤務時間、休暇等に関する条例を改正し、当該規則に委任するものでございます。参考資料といたしまして、改正条例及び委任規則案に係る新旧対照表を提出させていただきますので、併せて御参照いただきますようお願いいたします。

それでは委任規則の改正内容について、規則に係る新旧対照表を用いて御説明をさせていただきます。新旧対照表1ページをお願いいたします。時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限を定めるために第6条の2の2を新設しております。この第1項第1号

において、原則月45時間以内、年360時間以内で必要最小限の時間外勤務を命ずることも規定をしております。このほか人事異動等により他律的業務を行う部署との異動がある場合における時間外勤務を命令するときの上限を規定をしております。2ページになりますが、第2号では、確定申告や災害対応など外部要因に左右される業務となる他律的業務に従事する場合においては月100時間以内、年720時間以内で時間外勤務を命ずることとしております。なお、この場合におきましては、一月の時間外勤務が45時間を超える場合には、直前の六月までの各機関における月の平均が80時間以内とすること。また、一月において45時間を超えて時間外勤務を命ずることができるのは六月までとすることにつきまして規定をしております。次に第2項は、大規模災害への対応や特に緊急を要する業務となる特例業務に従事する場合には、時間外勤務命令の上限を適用することから除外をするという規定がございます。次に第3項につきましては、時間外勤務を命ずる場合においても必要最小限にその命令は留めるようにすること。併せて健康面への配慮等を行うことなどを規定しております。第4項は、本規則の定めのほか必要な事項について町長が定めることを規定しております。本改正に当たりましては、過度な長時間労働の抑制、健康面への配慮が改正趣旨であることに留意し、原則論に立った運用に努め、引き続き時間外勤務を命ずる際には、職員に対する配慮、適正な人員配置に努めてまいります。以上で説明を終わります。

御審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑を受けたいと思います。

質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今回は働き方改革と申しますか、過度な負担を軽減するということでありますけれども、今回これがもし改正されたとした場合に今までの働き方で現状はどうだったのか。つまり今回改正することによって、負担が軽減される職員が一定いらっしゃるのか、この辺り何か調べていらっしゃるれば、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

まず現状におきまして最新が29年度の数値になりますけれども、この中においては、月45時間を超えたことがある職員、1年のうちですね、これが56名、約24%ございます。中でも80時間を超えたことがある職員、これが20名います。例えばこれが税務部署の職員であるとか、時期的に今回言えば他律的業務というところに分類されていくもの、こういったものでございます。また、月40時間を超えた月が六月を超えることができないと今回規定をしていますが、ここでは1名、こういった職員がございま

す。こういった中で30年度ある一定業務改善等をしていく中で、2月末現在において年360時間という定義の中で現在7名の方がオーバーしてるということになってます。それでも290時間というのが、まだ20名弱いらっしゃいますので、この3月年度末の時期で360までは届かないんじゃないかこういった現状があります。こういった中で一定の今後は業務の切り分けというのをする中で、自立的業務、他律的業務をする中で、どうしても月40時間を超える業務に従事する場合においては、そこは避けられない場合がございます。ただの人事側がとしましては、そういったところを見ながら極力適正な人員配置をしながら進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今、お話の中で税務関係とおっしゃいましたけれども、一定、時期的に集中して残業が増えるというのは理解できるんですが、以前お聞きしたときに福祉部門なんかは恒常的に非常に忙しいというふうにお聞きしたんですが、そういった部門別といいますか、部署別に特に忙しいところというのは、こういったところがありますでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

例えばですが、子ども政策課もちろんそうでございます。健康保険課もでございます。福祉にも職員が残ってる部署もでございます。こういった中で1人に偏る残業というのを、これは当然業務の配分見直しをすることで平準化されていくべきものなんで、一定改善されてきてる現状というのが、今年度は反映されてきてるのかと思います。その辺で一定例えばどうしても外部的要因に左右されるという面においては、昼間にやはり相談業務があったりとか、その中で通常の定例的業務ができないから残業時間が増えるという部分もでございますので、敢えてその辺は所属課長とも相談をしながら改善の方向に行くように進めていきたいと思っております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今回の条例改正、規則に委任することによって一定上限を設けることで負担を軽減するという何と言うかな。物理的な形でやろうというのは一定分からなくもないんですが、時々お聞きするのが、結局いろんな国の施策が変更したり、制度が変更したり、あるいは人事異動等でまだよく職務に慣れないがために、どうしても残業時間が長くなるという実態があるというふうにお聞きをしております。いろんなやり方を改革して1人に偏らないようなやり方をして、なるべく残業を減らしていくっていうのはもう当然な話な

んですが、ちょっと懸念するのが上限を機械的に定めてしまいますと、仕事が終わらない、でも残業は払えないとなりますと、家に持ち帰ってサービス残業にならざるを得なくなる。そうなってくると本末転倒になるんじゃないか。仕事の量は変わらない。でも残業はするな。その辺りはやっぱりそういう懸念がないのかどうか、また解消策などは考えていらっしゃらないか。いかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

委員がおっしゃるように確かに国の施策等で今年度も年を明けてプレミアム付商品券の業務が突如下りてまいったりとか、例えば子ども政策課で言えば幼児教育の無償化、これも制度接近に伴う業務というのが今年は目白押しでございます。そういった中で、どうしてもそこに偏ってしまうところがないようにという考え方ももちろんございます。もちろんサービス残業っていうのはあってはならないことですし、個人情報を含む書類云々を家庭に持ち帰って仕事をするということがないような形で努めたいとももちろんそこは思っております。その中で現状は所属長が管理をする中で、もし原課の職員で、どうしても無理があるのであれば、人事部局の我々と相談をする中で、どうしても物理的に業務量に対する時間というので片づかない問題がある場合については、私どもも流動的に人事の異動等含めてやってまいりたいと思います。ちなみに今年度については突然プレミアム付商品券という事業が下りてきたりしてますので、本来であるならば採用計画と併せてやっていくべきだったんですが、突発的に採用が終わったあとにこういった問題も出てきますので、極力そういった問題を抱えないように、組織一丸となって取り組んでいくというふうを考えているところでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに質疑ありませんか。

いいですか。いいですかね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第2号長与町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お疲れさまでした。

続きまして、議案第3号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

荒木総務課長。

○総務課長（荒木秀一君）

それでは、議案第3号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の御説明をいたします。

本町における福祉及び介護保険の分野における専門職の任用について、近年人材の確保が困難になりつつあるという現状がございます。このような背景から介護保険専門員を初めとする7つの職務の報酬時間額について、現行の1,220円を1,260円に改定し、報酬面での処遇改善を図り人材の確保に繋げてまいりるために本議案をお願いするものでございます。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

それでは、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この改正の40円の根拠があればお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

40円の根拠でございますが、今回、臨時のパート職員を30円ほど引き上げました。これはもう規則の中でやっておりますが、それに伴って同額程度ということで、若干それよりは乗せるというような形で40円という上げ幅でしたところでございます。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

よくこういろいろ質問をしたときに他市町がどうある、こうあるという答弁をいただくんですが、周辺の自治体辺りと比べたときにどうなのか。分かりましたら、どうぞ。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

周辺の自治体と比べて本町の場合、若干金額が低いという現状ももちろんございます。この金額について実はもう次年度に会計年度任用職員というような改正が入りますので、今回の上げ幅が次年度以降のベースとなっていくことも考えて今回は40円と。劣りはしますけど、その中で設定をしてこれからまたさらに処遇の改善を図っていくような形

で考えてまいるというふうに思っております。

○委員長（岩永政則委員）

近隣ば言わんばね、質問に答えてください。

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

近隣でちょっと県下の市町の部分というのは資料としてお持ちしてませんが、恐らく時津町の方が1,370円っていうのは記憶しています。長崎市もさらに上の金額ですね。こういったところで設定をされております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに質疑ありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私も同じく近隣の状況等もお聞きしたいと思ってたんですが、同僚議員が言われた結果を受けたらそもそも人材不足に対応するといえますか、やっぱり安すぎてなかなか人が来ないから今回引き上げたのに、近隣の方がかなり高いという状況になれば、こういった資格をお持ちの方々が長与ば受けるよりは長崎市とかの方に行った方が全然いいよってなると、目的を達しないんじゃないかという率直に思うんですが、せめて時津町と合わせとかなないと厳しいんじゃないかなと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木秀一君）

確かにおっしゃるとおりでございます。そういった中で基本的に同一賃金の手前で同一労働っていう問題も実はございますが、同一労働の部分というのが自治体が違うということで検証できてないところではございます。そこは置いときまして、実は会計年度任用職員というのが始まる中において、今年1年その制度自体はもう近隣市町とももちろん同等に持っていくつもりでございます。それを今年度そこまで上げるか、1か年上げ幅をここでするのかというところで議論ももちろんございましたけど、そういった中で今回の引き上げ幅がベースになり、そこに諸手当がついてくることを考えて一気に引き上げるんじゃなくて、一度この40円という金額で引き上げるというところで落ち着いたところでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに質疑ありませんか。

それでは、これで質疑を終了いたします。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

これで討論を終わります。

これから議案第3号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

13時10分まで休憩をいたします。

(休憩 11時50分～13時10分)

○委員長(岩永政則委員)

皆さんこんにちは。早速、議案第6号平成30年度長与町一般会計補正予算(第5号)の件を議題とします。本案について説明を求めますが、補正予算は部単位で審査を行っております。本日は今から総務部を行いますけれども、総務部は4課関係があるようでございます。総務部長。最初に一言。

○総務部長(山本昭彦君)

皆さんどうもお疲れ様です。議案第6号平成30年度長与町一般会計補正予算(第5号)につきまして、総務部所管が秘書広報課を除く、総務課、契約管財課、地域安全課、情報管理課と4課計上させておりますのでよろしくお願いいたします。内容につきましては所管の方から説明させますのでよろしくお願いいたします。

○委員長(岩永政則委員)

ありがとうございました。最初に荒木総務課長。

○総務課長(荒木秀一君)

それでは総務課所管分につきまして御説明をいたします。一般会計補正予算(第5号)に関する説明書の20、21ページをお開きください。中段付近にございます歳出の2款総務費1項総務管理費1目一般管理費19節負担金、補助及び交付金、長崎県派遣職員負担金391万円を計上しております。これは長崎県との人事交流に伴うものでございまして、今年度1名の人事交流を行っております。これら双方の派遣職員に係る人件費の差額を負担金として納入をするものでございます。次に38、39ページをお願いいたします。特別職に係る補正予算給与費明細書について御説明いたします。表の1番下、比較欄の計をお願いいたします。給与費は635万4,000円の減額、内訳は議員の期末手当107万3,000円の減額、その他の特別職の報酬528万1,000円の減額でございます。次に、共済費は全額がその他の特別職に係るもので75万2,000円の減額でございます。全体では710万6,000円の減額となります。

以上で総務課所管分の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(岩永政則委員)

次に井川課長。

○契約管財課長(井川勝信君)

それでは、議案第6号の契約管財課分の御説明をいたします。説明書の20、21ページをお開きください。2款1項5目財産管理費でございます。全て不用額を計上したものでございまして、1,398万2,000円減額をして補正後の額を1億6,195万2,000円とするものでございます。内訳といたしまして、11節需用費、修繕料を50万円減額いたしました。13節委託料でございますが、議場放送システム点検委託料、公共用地雑草草刈払い委託料、庁舎管理業務委託料、合わせまして137万4,000円の減額。14節使用料及び賃借料でございますが、21万3,000円の減額。15節工事請負費でございますが1,000万円の減額。9節負担金、補助及び交付金で189万5,000円の減額としております。

以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明は主なところで、今はほとんど全部言われましたけども見れば分かりますので、その中で主なところだけ説明を求めます。山口理事。

○総務部理事（山口功君）

それでは地域安全課所管分につきまして、議案第6号平成30年度長与町一般会計補正予算の御説明させていただきます。今回の補正につきましては、歳入で主なものとしましては地域活性化事業債の減額、歳出では総務管理費の交通安全対策費及び地域振興費と消防費の精算による減額補正でございます。

それでは歳入でございますけども、一般会計補正予算（第5号）の8ページをお開きください。第4表地方債補正で1行目の地域活性化事業は防犯灯LED化事業において、事業債の精算に伴う起債借入額の限度額でございます。当初は1,560万でございましたけども、対象事業の精算によりまして1,120万の減額となっております。次に長与町一般会計補正予算に関する説明書の10、11ページをお開きください。歳入でございますけども、14款県支出金3項委託金1目総務費委託金1節総務管理費委託費でございますけども、これは市町村権限移譲等交付金の中で全世帯配布の県広報誌、「つたえる県ながさき」の配布に伴い、世帯数の変更によりまして交付金の精算減額分でございます。次に12、13ページをお開きください。15款財産収入1項財産運用収入2目利子及び配当金1節利子及び配当金のうち、上から3行目のふるさとづくり基金運用収入の基金利息分の1万2,000円が地域安全課所管分でございます。次に16款寄附金1項寄附金5目消防費寄附金1節消防費寄附金では、消防費への目的寄附金で町内に店舗がある遊技場店からの御寄附でございます。次に14、15ページをお開きください。17款繰入金2項基金繰入金3目ふるさとづくり基金繰入金1節ふるさとづくり基金繰入金の減額41万1,000円は、大学による地域活性化事業補助金の見込みにより減額の20万と、ふるさとづくり推進事業補助金の見込みにより減額の21万1,000円でございます。次に同ページの5目防災基金繰入金1節防災基金繰入金の減額37万8,000円は自主防災組織の防災用品等の購入がございませでしたの

で減額を行うものでございます。次に同ページの20款町債1項町債1目総務債2節地域活性化事業債は、先程限度額の方で申し上げましたけども、防犯灯のLED化事業におきまして事業費の精算に伴う減額補正でございます。当初の充当額は1,560万でございますけども、精算によりまして1,120万の充当起債額となっております。その差額分を減額を行いました。

次に歳出でございますけども20、21ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費7目交通安全対策費1節報酬の減額48万1,000円は交通指導員報酬で、当初は30名で予算計上しておりましたが、前期で24名、後期で23名と人数が変更になりましたので年報酬額の減額を行うものでございます。13節委託料の減額109万2,000円は交通量調査委託料の精算に伴う減額でございます。15節工事費の減額205万8,000円のうち、カーブミラー設置工事費の34万1,000円は10基設置分に伴う精算による減額でございます。また、防犯灯新設改良工事費の減額171万7,000円は、防犯灯新設工事21基分と防犯灯LED化事業の精算に伴う減額でございます。防犯灯LED化工事は1,578万8,520円で800基の防犯灯をLEDに交換をしております。同じく8目企画費19節負担金、補助及び交付金の減額20万円は、大学による地域活性化事業補助金におきまして、実績が無く減額が見込まれますので減額補正を行うものでございます。次に22、23ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費10目地域振興費8節報償費の減額41万6,000円は、自治会長報償におきまして世帯数の確定に伴う算定金額の精算による減額補正をお願いしてるところでございます。世帯数は平成30年10月1日を基準とした自治会加入世帯報告によりまして1万1,626世帯となっております。次に19節負担金、補助及び交付金のうち、自治会長研修補助金の減額57万円は、研修参加者の確定に伴う算定金額の精算による減額でございます。参加者数は31名となっております。同じく19節自治会振興補助金の減額96万円は、自治会振興補助金におきまして世帯数の確定に伴う算定金額により減額補正を行っております。同じく19節ふるさとづくり推進事業補助金の減額21万1,000円は、活動団体の補助金精算によります減額でございます。平成30年度は4団体でございます。25節積立金1万3,000円は、ふるさとづくり基金運用利息分を基金として積み立てる補正でございます。次に32、33ページをお開きください。9款消防費1項消防費1目非常備消防費18節備品購入費、減額46万6,000円は一般備品購入に伴う入札等による減額によるものでございます。ここでは消防第4分団の小型動力ポンプ170万4,240円、それからインバーター付発電機11万4,804円の計上の差額分でございます。19節負担金、補助及び交付金の減額599万3,000円は、広域消防事業負担金の平成29年度分の決算額に伴い、平成29年度の精算と平成30年度の予算額を調整しまして平成30年度分の負担金を確定しております。平成29年度の予算が2億9,465万1,000円、決算額は2億8,865万7,101円で、その差額分の599万3,000円を減額補正を行うもの

でございます。同ページで2目消防施設費15節工事請負費の減額189万円は移動系無線設備撤去工事に伴う入札等による減額補正でございます。18節備品購入費、減額の197万9,000円は一般備品購入に伴う入札等による減額補正でございます。消防第3分団、小型動力ポンプ付積載車購入費等でございますして516万3,000円でございます。それからIP無線購入費191万8,080円分の合計と計上額との差額でございます。同じく4目防災費11節需用費の減額16万円は自主防災組織の未設置に伴う消耗品の減額でございます。13節委託料の69万は、同じく自主防災組織未設置に伴う分と消火器設置委託料分の差額分でございます。次、18節備品購入費の5万4,000円減額は、自主防災組織未設置に伴う一般備品の減額補正でございます。収入の合計が減額の310万5,000円、歳出の合計が減額の1,720万7,000円となります。以上が今回、地域安全課所管分としまして補正をお願いするものでございます。御審査のほどよろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

続きまして、情報管理課の堀池課長。

○情報管理課長（堀池英二君）

続きまして、情報管理課所管分につきまして説明させていただきます。一般会計補正予算（第5号）に関する説明書の8、9ページをお開きください。歳入になります。13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金、総務管理費補助金の社会保障・税番号システム改修費補助金につきまして、補助額の確定をもって604万8,000円の増額補正をしております。続きまして22、23ページをお開きください。歳出になります。2款総務費1項総務管理費9目電子計算費14節使用料及び賃借料、18節備品購入費につきましては入札や再リース及びパソコンの導入方法といたしまして共同調達を利用したことにより当初見積もりより減額が生じたため、合わせて635万円の不用額の減額補正でございます。説明は以上になります。

御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入っていきたいと思います。質問はページを示して質問をお願いをいたします。質疑ありませんか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

21ページの契約管財の方にお伺いをしたいんですが、工事請負費の庁舎施設整備改良工事費で減額補正がなされているんですが、以前から同僚議員の方から庁舎の玄関が、もう少し町民の方が気持ちよく来庁できるように清掃と言いますか、もう少し美観を何とかしたらどうかという話が出てた中で減額になってるんですが、減額がこれだけ出るんだったら、もう少しその辺りの採用ができなかったものか、ここはいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

お答えします。玄関前の美化につきましては、この減額補正以外の部分で近々する予定でありますので、この減額分には影響しておりません。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。金子委員。

○委員（金子恵委員）

今のところ1,000万の工事費の減額、これ大体そもそもどこですか。どこを計画してたんでしょうか。工事がなされなかったということでしょうか。内容をちょっと詳しく教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

井川課長。

○契約管財課長（井川勝信君）

お答えします。この分につきましては庁舎屋上の非常用発電機取替工事の執行残が295万ほどございました。それと議場放送システムの執行残が870万円ほどございまして、合計で1,167万円ほど減額したわけございまして、そのうち1,000万円を減額補正とするものでございます。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。ほかにありませんか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

21ページで地域安全課の部分で交通指導員の報酬です。もしかしたら以前説明受けたのかもしれないんですが再度お伺いしたい。30人予定していたのが24人とか23人になったというところで、どういった要因で人数が減ったのか御説明いただきたい。

○委員長（岩永政則委員）

山口理事。

○総務部理事（山口功君）

議員がおっしゃいますように当初30名ということで予算を計上しておりまして、定数も30名ということでお願いをしておりますけども、前期24名、後期23名ということで今活動していただいております。いろんな御事情がございまして、ちょっと体調が不良だとか、あとはちょっと御家庭の事情とかということで、やむなく今回途中で退任ということもあります。募集も随時行っておりますけども、なかなか募集の方が今ちょっとこう厳しい状態ということでもございます。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

高齢化と、それから応募が少ないというような状況だと思いますが、この点についても以前から仕事量に対する報酬がどうなのかという話も以前同僚議員の一般質問でも

出てみたいなんです、これを改善するためにももう少し職務に見合った報酬と言いますか手当と言いますか、そういったものをしないと、必要な交通指導員の確保というのは難しいんじゃないかなという気もするんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

山口理事。

○総務部理事（山口功君）

お答えします。まず年報酬等につきましても定額で、あと費用弁償という形で1回につき1,000円という形の、町の行事等に参加していただいた場合には支出をさせていただいております。ただ、その費用弁償とか報酬につきましては、基本的にはボランティア精神でご協力いただいているのがスタートかなというふうに考えております。ただ、先程から言われましたように、あと今はいろんな町の行事の中で、いろんなところで出ていただくのも大変なので、一応精査をしながら、ある程度そこら辺もきちっとした形でということも対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに。浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

20、21ページの2款1項7目15節工事請負費ですけども、カーブミラー設置工事費と防犯灯新設改良工事費。考え方なんです、防犯灯については次年度で全部終わらせるようなことを施政方針で言われてたと思うんですが、このカーブミラーも防犯灯もなんです、翌年にやろうと予定をしてるものがあれば、補正で落とさんと前倒しできんものなのか、せっかく組んどった予算を前倒しで発注ができなかったのかどうか。

○委員長（岩永政則委員）

山口理事。

○総務部理事（山口功君）

防犯灯の方でございますけども、防犯灯を新設改良ということで一本化してますけども、中身の方につきましては防犯灯の新設工事の部分と防犯灯の改良ということでLED化、この2本立てになっております。当初はLED化につきましては北小学校区を中心に800基、これはもう全て完了しております。防犯灯の新設につきましても今年度は18基新しく付けさせていただいております。この防犯灯につきましては各自治会より要望が上がってきてまいりまして、現地を全て確認をさせていただきまして、現地に見合っただけで防犯灯の新設が適切、適切という表現か分かりませんが、どうかということも判断をさせていただきまして、積み残しというのはございません。ただ当初ではやっぱりある程度の数が予想されることを予算計上させていただいて、今回はもう今年度分につきましては一応要望箇所終わりということで、また来年度以降そのような要望がありましたら、それに向けて対応していきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

要望については全部一応終了したんで今年やる分は無いんだということで、ただ、来年度、新年度で予定をされてるんでしょ。ですよね、幾らか。だから補正で残すよりも前倒しで施工ができなかったのか、ちょっとお聞きしてるんですけど。

○委員長（岩永政則委員）

質問に対して正しく答弁をしてください。

山口理事。

○総務部理事（山口功君）

今年度予定の分は一応全部終わりました、来年度にまた新たに自治会から要望が上がってくると予想される分をやりたいと考えております。申し訳ございませんでした。

○委員長（岩永政則委員）

いいですね。ほかにありませんか。いいですか。

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

32、33ページの9款1項4目防災対策費13節委託料関係ですけども、69万円不用額として上がってきてるんですけど、これ消火器何基設置予定で何基分余ったのかということでちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

山口理事。

○総務部理事（山口功君）

まずこれも2つ要素がございます、1つは自主防災組織の設置が無い部分が1つと、あと自主防災組織の消火器設置委託をしておりますけども、これが当初95本ということで予算計上しております。そして実際95本設置をしましたけども単価が安くなりましたので、その分の差額分が入札減ということでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

分部委員。

○委員（分部和弘委員）

内容は分かりました。私達の所もきれいに交換、それぞれ年度毎に多分定期的にやっているのかなというふうに思いますけども、そういった中で予算余っているのであれば、保管箱関係、景観に触れてるのかなと。結構表面が汚れて、ちょっと何か消火器かなと、保管箱かなと言われるようなものも多分聞いているかなと思うんですよね。そういったところをやはり経年劣化した分に関してはこういった予算も含めて、やっぱり早期な交換というものはできないものかちょっとお伺いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

山口理事。

○総務部理事（山口功君）

保管箱等につきましても随時そういう要望がありましたら、現地を確認した上で対応させていただきます。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにいいですか。質疑が無いようでございますから以上で総務部は終了といたします。終わります。お疲れ様でした。50分まで休憩いたします。

（休憩 13時49分～13時48分）

○委員長（岩永政則委員）

2分ほど早いようですけれども、全員お揃いですから休憩前に引き続き委員会を再開をいたします。ただいまから企画財政部の説明を求めたいと思います。最初に部長の御挨拶をいただきたいと思います。部長から説明を求めます。簡単に。

○企画財政部長（久保平敏弘君）

今回の補正は、全体で申し上げますと各種事業費の確定によるものが主でございます。それに加えまして土地開発公社の土地の買い戻し等も一部含まれておりますが、話題になっております債務負担行為の廃止の分、これ私どもも随分努力をしてきたつもりでしたが残念な結果となりました。内容についてはまた所管の方から後程言及があると思いますが、どうぞよろしく願いをいたします。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

それでは荒木課長、説明を求めます。

○政策企画課長（荒木隆君）

それでは政策企画課分の主な内容の御説明を申し上げます。まず予算書の7ページでございます。第3表債務負担行為補正、これは町制施行50周年記念全国放送公開番組誘致事業760万円を廃止するものでございます。これにつきましては、NHKへ申請をしておりましたのど自慢を初め、3つのジャンル全国放送公開番組がいずれも不採択となったために廃止をするものでございます。次に歳入でございます。説明書の10、11ページをお開きください。14款県支出金3項委託金1目総務費委託金5節統計調査費委託金でございます。これは市町村権限移譲等交付金、異動人口調査の決定額に基づく2,000円の減額でございます。次に12、13ページをお開きください。15款財産収入1項財産運用収入の利子及び配当金、下から2行目の国際交流基金運用収入でございます。こちらは3,000円の増額です。歳出の22、23ページをお開きください。2款総務費1項総務管理費8目企画費25節積立金は、同じく国際交流基金積立金でございます。4,000円の増額です。30年度の利息額4,253円を先程申し上げた歳入の利子及び配当金で受け入れ、本節から国際交流基金へ積み立てるものでございます。同じく1番下の2款5項2目基幹統計調査費でございます。先程歳入で申し上げました権限移譲交付金の決定、補正に伴う財源組替となっております。

以上で政策企画課分の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

続きまして田中財政課長。

○財政課長（田中一之君）

それでは財政課所管分を御説明いたします。歳入でございますけれども説明書の6、7ページをお開きください。8款1項1目1節地方特例交付金、こちらは交付額の確定による増額計上でございます。次に9款1項1目1節地方交付税の普通交付税は今年2月に追加交付がございまして、その分、585万7,000円を計上いたしております。次に12、13ページをお願いいたします。15款1項2目1節利子及び配当金、こちらの上から2つですね、財政調整基金と減債基金、そして下から3番目にあります土地開発基金、こちらが財政課所管でございます。いずれも各基金の運用収入の方を増額計上いたしております。続きまして14、15ページをお願いいたします。17款2項1目1節財政調整基金繰入金、こちらは今回の補正予算に係る財源調整のための計上でございます。次に2節減債基金繰入金、こちらは当初予算において公債費の償還財源として繰り入れを予定していた減債基金の全額を戻すための補正でございます。減債基金の取崩額をゼロとするものです。また、6目教育振興基金繰入金、こちらにつきましても教育委員会の教育総務課の所管にはなりますけれども、財政課の方で説明をさせていただきます。こちらは30年度に実施しました長与中学校の体育館改修工事、工事費が約9,200万ほどだったんですけれども、こちらに教育振興基金を活用すべく、当初予算で基金繰入金として計上しておりましたけれども、取り崩しを行わず一般財源で対応をいたしますので、こちらはマイナスの2,430万ということで減額をするものです。これに併せて、ちょっと歳出の方に飛びたいんですけども、32、33ページをお願いいたします。こちらの10款1項3目教育振興基金に5,000万円を積み立てております。これは平成27年度に教育関係基金の再編を行って以後4回目になります基金の積み立てになります。この4年間で積み立てた総額が毎年度5,000万の4年間ですので2億円です。こちらの方、教育振興基金に積み立てたということになっております。今回の教育振興基金の方、取り崩さなかった大きな理由というのは、今後学校施設の老朽化による更新費用、それと、あと図書館の建設、この辺り等に多額の財源を必要といたしますので少しでも基金の方温存したいと、そういった考えから取り崩しの方を減らしてございます。また元に戻っていただいて14、15ページをお願いいたします。次に歳入の18款1項1目1節繰越金、こちらは平成29年度からの純繰越金の予算未計上分を計上いたしております。次に19款5項1目1節雑入のうち、上から2番目の長崎県市町村振興協会市町村配分金、こちらはサマージャンボ、ハロウィンジャンボ宝くじの配分金で、額の確定による増額計上でございます。

続きまして歳出でございます。20、21ページをお願いいたします。2款1項3目財政管理費19節負担金、補助及び交付金の西彼中央土地開発公社事業費負担金、こちらは公社保有用地に係る借入金の利息で、利息が確定したことによる増額補正というこ

とで12万3,000円計上いたしております。次に2款1項6目25節積立金、こちらは先程歳入で御説明いたしました財政調整基金と減債基金の運用収入の積立金になります。次に26、27ページをお願いいたします。4款3項1目下水道処理費19節負担金、補助及び交付金、下水道施設事業費負担金、こちらは行政区域が長与町で長崎市の下水道処理区域がある場合に、その区域で下水道工事が行われた場合、その工事費の一部を長与町が負担をするものでございます。今回の補正額236万9,000円と既定予算の50万円、こちらを合わせた金額が286万9,000円になりますが、こちらが工事費になります。工事場所は、女の都郵便局の所に三差路がありますが、そちらから長崎市方面に30～40メートル下った場所にあります。次に36、37ページをお願いいたします。12款1項1目、これは町債の利率見直しによる元金の支払見込額増加による補正でございます。また2目利子、こちらは前年度借入金利子の支払見込額による補正でございます。前年度借入金利子とは29年に発行しました地方債に係る30年度の利子になります。通常、当該年度の起債については借入先、借入額の確定というのが次年度の5月になりますので、当初予算時は概算で計上しておいて、利率がおおよそ決まった時点で減額補正をするというもので、今回3月補正で減額しているところです。次に13款1項1目25節積立金は土地開発基金の運用収入でございます。最後にふるさと長与応援寄附金の取り扱いについて、財政課より簡単に御説明申し上げます。ふるさと長与応援寄附金は2月12日現在、1億9,373万2,000円寄せられております。30年度においては寄附額の一部を地域福祉ボランティア基金、こちらへ積み立てを行っており、残額については全てコースごとの事業へ充当する予定でございます。最終的には寄附額が確定し、概ね事業費が確定する年度完了を待って、寄附者の意向に沿った事業に充当をする予定でございます。ふるさと長与応援寄附金の最終確定額、こちらについては30年度決算において御報告する形となりますのでよろしく御願いたします。以上が財政課所管でございます。よろしく御願いたします。

○委員長（岩永政則委員）

それでは続いて山崎税務課長。

○税務課長（山崎昇君）

それでは税務課所管分の補正予算について御説明いたします。説明書の6、7ページをお開き願います。歳入の1款1項1目個人町民税は700万円、同じく2目法人町民税は1,100万円、2項1目固定資産税は4,500万円、3項1目軽自動車税は1,000万円、7項1目都市計画税は300万円の増額計上です。増額の理由ですが、町税全般にわたり当初の調定見込額に対して実際の調定額が上回ったことや、収納率も昨年並みの高水準で推移しているため、収入見込額が増えたことによるものでございます。次に10、11ページをお開き願います。中段の14款3項1目総務費委託金2節徴収費委託金の個人町民税徴収取扱費委託金は457万9,000円増額計上しております。これは委託金の確定に伴う計上ですが、増額の要因は見込みの納税義務者数より確定の

納税義務者数が多かったこと及び本町が支出した県民税の還付金の受け入れによるものでございます。次に歳出について御説明いたします。22、23ページをお願いします。2款2項1目税務総務費は、個人町民税徴収取扱費委託金の歳入予算計上に伴う一財から特財への財源組替分でございます。同じく2目賦課徴収費13節委託料では下落修正に伴う固定資産税、土地評価業務委託料の確定に伴う不用額で83万2,000円の減額です。税務課所管分は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので、ただいまから質疑を受けたいと思います。ページを示して質疑をお願いをいたします。質疑ありませんか。山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

債務負担のところでお聞きします。非常に個人的には残念なんですけども、本会議でも理由については言われたかも分かりませんが、これが通らなかった理由、はっきりした理由が明確にきたのか。それと、ほかにあと何件かということでお聞きしとったんですけど、それも全く掛からなかったのかですね。それと、ついでに掛からなかったのが民間にもお願いしているということでもありますけれども、これはもうある程度目途は立たんでしょうけども、どういう状況なのか、それだけお聞きをいたします。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

まずは不採択の理由なんですけれども、文書で通知が来ておりませんで、はっきりした理由というのは分からない状況です。そういった中で私達も想定と言いますか電話でお聞きするような内容からすると、やはりテレビ番組であるということで演出だったり設備の資機材の設置のしやすさ、そういったのもあって会場も含めて総合的な判断ではなかったのかなというふうに考えております。それと、のど自慢のほかにもファミリー向け番組とクラシック音楽番組ということで3つ希望を出しておりましたけれども、結果的にいずれも不採択ということでした。それで、これに代わるものということで当初予算をお願いをしておりますが、民間の番組で、同じく全国放送の公開番組というか、なんでも鑑定団の出張鑑定を今検討しております。事前にアポと言いますか、向こうにコンタクト取った際にはまだ収録日に若干の空きがあるということでしたので、予算の議決をいただき次第、正式に手続きに入ってまいりたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに質疑ありませんか。いいですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

同じところでお伺いしたいんですが、以前この企画の計画の段階で話を伺ったときに

は、長与町がちょうど50周年ということで非常に目玉の年だったんですよね。先方も比較的前向きな感じだったということをお聞きしたので、可能性も高いのかなと思ったんですが、今の御説明ですと演出だとか設備とか会場の問題と言いますけれども、それだけの理由なのかなと。せっかく50周年という大きな節目だったのに、おそらく町民体育館を利用する予定だとそんな不備は無いと思うんですよね。ちなみに同じように申請された所で、やはりこういったところが採択されたんだなというような分析はされたのかということと、50周年というせっかくの節目が採択されなかったと、もう少し理由なりを分析されてないのかをお伺いしたい。

○委員長（岩永政則委員）

荒木課長。

○政策企画課長（荒木隆君）

のど自慢の誘致につきましては、NHKとコンタクトを最初にとったのが2年前の8月頃でした。そのときに実際に向こうに訪れまして、50周年の記念であること、それと文化ホールでの可能性も含めて図面を持って行って、なんとかできないだろうかという話もさせていただきました。申請自体は昨年8月ということでしたので、その前にもNHKの方においでいただいて体育館も実際現地を見ていただいて、どうだろうか、何とかできそうですねという話もいただきましたし、この申請を出したあとにも町長が長崎放送局長に実際にお会いに行きましてお願いもしてまいったところで、その際に有力候補の1つとして捉えていると、50周年という大きな節目であるということで、努力をしたいというふうな話も伺っておりました。ただ、NHK側の採択の段階、ステップと言うんですかね、まずは長崎放送局で候補を出すと、その後、福岡でさらに九州内の調整が行われて最終的に東京で決定をされるという流れの中で、1つ電話で言われたのは、やはり会場がということでおっしゃられました。そういうこともあって会場の問題も1つ理由としてあったのかなということです。実際に採択をされたのが県内では諫早市でございました。来年の3月の予定だそうなんですけども、ここが諫早市文化会館、1,200席ほどの大きなホールで開催をされるということですので、会場ではやはりかなわなかったのかなというふうには考えてます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。ほかに。浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

歳入6ページ7ページの固定資産税ですが、4,500万程度の増額になっておるんですが、これに係る分どつかまとまって増えたいのは何かあるんでしょうか。どつか特定できるんですか。

○委員長（岩永政則委員）

山崎税務課長。

○税務課長（山崎昇君）

お答えします。当初予算時でも一応説明は一旦させていただいているんですけども、イオンタウンというのがどうしても建物と償却資産の部分、その積算が追いついてなくて、そのものが課税が大きく、今回増額という格好になるんですけども、それだけではなく、結局1月1日過ぎて積算をずっとしていきますので、その分のトータルのなものが今回積み上がったという格好になります。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今ちょっと計算をしてみたんですが、私の計算間違いでなければ4,500万を、確か税率が1.4%ではなかったかなと私の記憶にあるんですが、それで逆に割り戻せば32億ぐらいの課税標準額になるんですよ。だから、そこからいけばまとまったものがあるのかということで今1回質問をさせていただいたんですが。イオンタウンの分で増えたと言うんですが30年度の補正ですよ。あそこ確か28年ぐらいに開店をされたと、だから29年ぐらいからきちんとした課税がされてるんじゃないかなというように私はちょっと印象をもっておるんですが、そこら辺、いつから課税を始め、1月1日時点での所有者に固定資産税、課税をするということまで理解をしとるんですけども、着工は関係ないですね。だから、完成がいつで、いつからの課税になってるのか、土地も含めてなんでしょうけども、そこら辺、ちょっと分かる範囲で結構ですけど教えていただけますでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

山崎課長。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩を閉じて委員会を再開をいたしますが、山崎課長に申し上げますけども、土地についての課税はいつからですかという質問に対して調査をして、それでこの場で申し出をしていただければ答弁を許可しますので、のちに答弁をしていただきたいと思います。それじゃあ先に進めていきたいと思えます。

ほかに質疑ありませんか。喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

今の町税のところ、これはもう私前から言っとるんですが、前年度決算の調定額が47億7,000万ぐらいとあるとよね。それが新年度の予算として組むときには、ここに書いとるように44億5,700万。だから、評価が上がってとか町長の努力と言うよりも、どっちかと言えば本来は当初計上しとつてもよかぐらいの金額を元に戻しただけと私はそういうふうに思う。ただそれは、入るを図りて出ざるを制す、そういう諺があるように、むやみやたらにこれぐらい入ってくる予定とかいうことで計上はできん

ので、こういうやり方で継続してきとるんだらうと思うけど、もうそろそろそこら辺も見直しをする必要がありやせんかなあという気がするんですよ。そこら辺はどうですか。

○委員長（岩永政則委員）

山崎課長。

○税務課長（山崎昇君）

昨年、調定額については大幅な見直しをさせていただいて上げるような格好で、そこから収納率割り戻して、調定額を決めておるんですけども、なにぶんあくまでも見込みということになっておりますので、その収納の見込みというのは若干低めにはさせていただいております。これはどうしても歳入割れというのは無くしていきたいとは思っておりますので、その分は御了承願いたいと思っておりますが、以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。ほかに。政策企画、財政、税務です。ありませんか。ないようでしたら以上で質疑を終了いたします。お疲れ様でした。先程のように部長、答弁を分かりましたら申し出してください。35分まで休憩をいたします。

（休憩 14時23分～14時35分）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を再開いたします。初めに住民福祉部の審査に入っていきたいと思えます。最初に松邨部長。

○住民福祉部長（松邨清茂君）

皆さんこんにちは。住民福祉部の30年度の補正予算について御説明を申し上げますが、3月ですので実績とか見込みによる増減がっております。住民福祉部3課ございますけれども3課とも補正がございます。それと、先程お配りしていると思えますけれども、資料についてプレミアム商品券というのをお配りしております。これについては国の施策でもあります消費税の件で、この分が補正ありきの形で国より配分がっておりますので、この分については国の方の指示により繰り越しを念頭において予算措置をしておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

それでは宮崎課長。

○住民環境課長（宮崎伸之君）

それでは平成30年度の住民環境課所管分の補正予算につきまして御説明いたします。補正予算書の8、9ページをお開き願います。11款1項2目2節清掃費負担金、長与・時津環境施設組合派遣職員給与負担金でございます。派遣職員の実績に伴う増額でございます。中段におきましては13款2項3目2節の循環型社会形成推進交付金でございます。国庫補助金の減額計上でございます。10、11ページをお願いいたします。14款2項3目1節保健衛生費補助金、県の補助金を減額計上いたしております。中段におきましては14款3項1目3節戸籍住民基本台帳費委託金でございますが権限移譲

交付金の交付決定額によるものでございます。続きまして14、15ページをお願いいたします。19款5項1目1節雑入におきましては長与・時津環境施設組合負担金精算金の3,634万7,000円でございます。これにつきましては組合決算におきまして余剰金を精算金として受け入れるものでございます。続きまして22、23ページをお願いいたします。2款3項1目でございます。戸籍住民基本台帳費につきましては財源組替を計上しております。26、27ページをお願いします。4款1項5目19節負担金、補助及び交付金については、今年度は浄化槽の設置申請が無かったものによる減額でございます。4款2項2目につきまして清掃総務費でございますが財源組替でございます。4款2項2目19節負担金、補助及び交付金につきましては、長与・時津環境施設組合の負担金について交付税負担金分精算額が確定したための減額でございます。以上が住民環境課の補正予算でございます。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

次に村田こども政策課長。

○こども政策課長（村田ゆかり君）

こども政策課所管につきまして御説明をさせていただきます。今回の補正は実績見込みに伴う減額補正、並びに社会福祉費寄附金の受け入れと活用が主なものでございます。それでは説明書の8、9ページをお開きください。13款1項1目3節児童手当負担金は児童手当歳出減額に伴う国費の減額でございます。13款2項2目2節子ども子育て支援交付金は学童に対する補助金の減額見込みに伴う国費の減額でございます。14款1項1目3節児童手当負担金は児童手当歳出減額に伴う県費の減額でございます。10、11ページをお開きください。14款2項2目2節児童福祉費補助金はこども政策課所管です。放課後児童健全育成事業費補助金48万6,000円は学童に通うひとり親の保育料に対する補助金で、実績見込みに伴う減額でございます。子ども子育て支援交付金は学童に対する運営補助金の減額見込みに伴う県費の減額でございます。12、13ページをお開きください。16款1項3目1節社会福祉費寄附金のうち5万円がこども政策課所管でございます。子育て支援に役立てて欲しいと御寄附をいただきました。歳入は以上です。次に歳出です。24、25ページをお開きください。3款1項2目18節ひばり学級備品購入費がこども政策課です。福祉課で受け入れました社会福祉費寄附金を活用して大型絵本を購入する予定です。3款2項1目19節負担金、補助及び交付金がこども政策課所管です。学童クラブに対する補助金見込実績額に合わせて、それぞれ減額をしております。20節扶助費は児童手当の支給実績見込みに合わせて減額をしております。4目15節工事請負費は社会福祉費寄附金を活用して北児童館に授乳スペース用の間仕切りを設置したいと考えております。26、27ページをお開きください。4款1項3目母子衛生費13節委託料は母子保健に関する健康診査委託料です。実績見込みに合わせて減額をしております。こども政策課は以上です。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

次に細田福祉課長。

○福祉課長（細田愛二君）

それでは福祉課所管分について御説明をさせていただきます。今回の補正につきましては実績等に伴う補正が主なものとなっております。まず議案書の6ページをお開き願います。第2表繰越明許費でございます。3款民生費1項社会福祉費のプレミアム付商品券事業241万9,000円を計上させていただいております。こちらは2019年10月からの消費税率引き上げに伴いまして、低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費喚起、下支えを目的としまして、低所得者と子育て世帯を対象にプレミアム付商品券の発行を行う事業に対する事務費に係る分でございます。続きまして歳入の方に移らせていただきます。説明書の方の8、9ページをお開き願います。13款2項2目1節社会福祉費補助金、こちらは全て福祉課所管でございます。地域生活支援事業補助金につきましては補助額の確定に伴います減額補正でございます。また、プレミアム付商品券事務費補助金につきましては、先程、繰越明許費のところの説明いたしましたプレミアム付商品券事業に係る事務費の補助で、こちらは全額国庫補助となっております。続きまして10、11ページをお開き願います。14款2項2目1節社会福祉費補助金の地域生活支援事業補助金は、国費同様補助額確定に伴う減額でございます。続きまして3項2目1節社会福祉費委託金の市町村権限移譲等交付金の障害者分27万6,000円でございますが、こちらは障害者手帳交付事務等の実績による増額補正でございます。12、13ページをお開き願います。15款1項2目1節利子及び配当金のうち、上から4番目の地域福祉ボランティア基金運用収入2万4,000円が福祉課所管でございます。次に16款1項3目1節社会福祉費寄附金のうち、9万1,000円が福祉課所管でこちらは3件分となっております。14、15ページをお開き願います。17款2項4目1節地域福祉ボランティア基金繰入金でございますが、こちらは当初、ボランティア団体に対する助成金に充当する予定で計上しておりましたが、ふるさと長与応援寄附金のぬくもりのある福祉の地域づくり事業へいただきました寄附金の方から充当することとしたために減額をするものでございます。続きまして歳出の方に移らせていただきます。24、25ページをお開き願います。3款1項1目19節負担金、補助及び交付金の長与町社会福祉協議会運営補助金でございますが、こちらは例年お願いをしております社協バスの運行実績に係ります補助分でございます。25節積立金の地域福祉ボランティア基金積立金は、ふるさと長与応援寄附金からの基金積立分でございます。次の2目障害者福祉費につきましては、13節委託料の障害者福祉システム改修業務委託料が福祉課所管で、当初、元号改正に伴いますシステム改修を30年度に予定しておりましたが、新元号の発表が4月となったことから新年度の当初予算の方へ計上させていただき今年度分を減額するものでございます。次に7目プレミアム付商品券事業費は全て福祉課所管で、この事業の事務費に係る経費

について計上いたしましたものでございます。以上が今回補正をお願いするものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明を終わりましたして暫時休憩をいたします。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。プレプレミアム商品券の資料がありますから説明を、細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

福祉課の方よりお配りをさせていただきましたプレミアム付商品券事業につきまして御説明を申し上げます。先程少し補正のところの説明をいたしました。2019年10月地方消費税率が10%に引き上げになるということから、国の施策におきまして、低所得者及び子育て世帯、子育て世帯はゼロ歳児から2歳児が対象ということですが、消費に与える影響を緩和するとともに地域における消費を喚起、下支えすることを目的として、この事業を行うものでございます。この対象者としましては2019年度の住民税非課税者、そして、もう1つが3歳未満の子が属する世帯の世帯主ということになっております。制度の概要でございますが、2万5,000円分の商品券、これに5,000円部分がプレミアムが付いているということで2万円で販売をするという内容になっております。住民税非課税者につきましてはその対象者の数の分、そして3歳未満の子が属する世帯につきましては世帯主が対象ということになりますので、その子の数の分が対象という形になってまいります。これにつきましては住民税非課税者が対象ということから、一度に2万円購入ということではなく、5回に分けて購入ができるという形になっております。ですので、5,000円分を4,000円で購入するのを5回に分けてできるというような形になっております。そして、今回補正では事務費の方を上げさせていただいております。こちらにつきましては国の方も補正の予算措置ということもありまして、それぞれ割当額が県内の自治体ごとに決定をしております。その分につきましては31年度に繰り越して31年度で事務費として利用するということが、国の方から指示がありましたので今回補正をお願いしまして、そのまま繰り越しをするという形になります。31年度につきましても事務費及びプレミアム分に係ります事業費につきましても全額国庫補助となる予定でございます。そちらの方は当初予算の方へ計上する予定としております。以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（岩永政則委員）

それでは質疑を受けたいと思います。まとめて質疑を受けたいと思います。

ありませんか。いいですか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

プレミアム付商品券事業の件についてお伺いします。本町で発行する部分の商品券の

1枚当たりの額面というのは、ここには例として500円となっておりますが、実際長与町の場合はどういうふうになるのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

長与町におきましても額面は1枚当たり500円を予定しております。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

商品券でちょっと聞きますけど、過去、相当販売とか混雑したりもしよったと、そういう記憶をしとるんですが、今回は一定買われる方を特定をされてるんでそんなことはないのかなと思うんですが、仮に例えばこの券を譲り受けて買いに行ったとか、この購入引換券を送付をするような形に予定表を見ればなっておるんですけども、そういった場合はもう特段いいんですかね。人に譲ったりとか、その権利をですよ。

○委員長（岩永政則委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

こちらの引換券につきましては、権利の譲渡並びに売買、そういったのは禁止ということになっております。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

それは何か確認ができるような方法を考えておられるのか。

○委員長（岩永政則委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

確認をする方法なんですけど、これの事業のまずやり方から説明させていただきたいと思います。あくまでも今の予定ですけれども、商品券の発行事業につきましては商工会の方が非常に内容については慣れてると言いますかノウハウが分かってらっしゃるということで、一応まず申請をいただきます。対象者の方にうちの方から案内をお送りしまして、低所得者の方、住民税非課税者の方につきましては、それで臨時福祉給付金と同じようにそこから申請書の提出をいただきます。そこで審査をさせていただいて、対象になるというのが間違いない方につきましては、うちの方から引換券をお送りさせていただきます。また子ども世帯の世帯主につきましては、これは特に申請が必要なく基準日でゼロ歳から2歳までのお子さんがいらっしゃる世帯主ということですので、こちらについては、こちらの方で6月1日現在の方々に対して直接、購入引換券をお送りする

ということを想定しております。そのあとの購入引換券と商品券との交換と言いますか購入ですね、販売につきましては、そこにどなたが来たというのが確認がなかなかこれは取れません。県の方からも明らかにちょっと違うんじゃないのという方についてはもちろん確認をしないとイケないんですが、窓口での混雑等を避けるために、その確認については簡易と言いますか確認が簡単にできるような形にするようなことということで指示がっております。詳しいやり方についてはまだ今決定はしてないんですけども、なるべくその譲渡とか売買を避けるために簡単に購入、交付ができるような形をちょっと今から考えていかないといけないと考えております。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

プレミアム商品券事業についてなんですが、実はこの議案の前に、職員の長時間、働き方改革に関連して、過重なそういう労働時間等を少し制約するというような条例改正が出された中で、1つ、プレミアム商品券事業というのがそれなりの負担があるんじゃないかという話が出されたんですよ。それで、これを実施するに当たって、担当課の方の人的な体制とか業務負担の解消、解消と言うか、何らかの対策というのが必要かなというふうに思うんですが、その辺りの考え方はいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

この商品券事業は31年度のみのもので、短期的に事務が集中することが予想されるんですけども、その人的配置につきましては人事部局の方をお願いしております。また、商品券事業につきましては商工会の方がノウハウはあるということで、この購入引換券の交付までを町の方で行いまして、その後の商品券の購入引換券の交換と言いますか購入、それと商品券の換金業務につきましては、商工会の方に今のところ委託をする予定で協議を進めているところでございます。

○委員長（岩永政則委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

普通、商工会でする商品券は売り切れがあつとですけども、これはこの期限であればそういうことはないんですか。すみません、単純で。

○委員長（岩永政則委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

対象者の方につきましては全員御案内を申し上げまして、その分の商品券はもちろん準備をさせていただきます。

○委員長（岩永政則委員）

金子委員。

○委員（金子恵委員）

対象者なんですけれども、夏頃までに対象者リストの作成をされるということなので、おおよそでいいんですけど、大体どのくらいの数を予定されてるのでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

細田課長。

○福祉課長（細田愛二君）

今うちの方で見込んでおりますのが1番の住民税非課税者、こちらにつきましては6,500人、そして、(2)の3歳未満の子が属する世帯の世帯主の方に交付するんですけど、対象となるお子様の人数を言わせていただきたいと思います。これが商品券の数になります。こちらが1,200人を今のところ見込んでおります。

○委員長（岩永政則委員）

ほかに。商品券以外でも結構です。いいですか。ありませんか。

それでは住民福祉部の質疑をこれで終了をしたいと思います。お疲れ様でした。

3時15分まで休憩します。

(休憩 15時00分～15時13分)

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。健康保険部の精査に入っていきたいと思いますが、最初に部長から概要を説明を願います。中山部長。

○健康保険部長（中山庄治君）

皆さん御審議よろしくお願ひします。内容については健康保険課長より説明させます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

志田健康保険課長。

○健康保険課長（志田純子君）

それでは健康保健課所管分につきまして、長与町一般会計補正予算（第5号）に関する説明書により御説明いたします。初めに歳入につきまして説明書の8、9ページをお開きください。13款2項2目民生費国庫補助金3節老人福祉費補助金68万円は後期高齢者医療システム改修に対する補助金です。14款1項1目民生費負担金1節社会福祉費負担金は後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額が確定しましたので59万3,000円減額計上しております。17款2項3目ふるさとづくり基金繰入金のうち健康保健課所管分は1万2,000円減額計上しております。次に歳出につきまして御説明いたします。24、25ページをお開きください。3款3項3目後期高齢者医療費19節負担金、補助及び交付金は2,464万4,000円減額計上しております。療養給付費負担金の額確定によるものです。28節繰出金は10万9,000円減額計上していま

す。システム改修費及び後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額が確定したことによるものです。次に26、27ページをお開きください。4款1項4目13節委託料は、歯周疾患検診、がん検診、婦人検診等の健康診査委託料になりますが、当初の受診予定人数よりも少なかったため300万円減額計上しております。

以上が今回の補正の内容でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。中村委員。

○委員（中村美穂委員）

26、27ページの4款1項4目の健康診査委託料、300万円の減額で歯周病とかがん検診が予定より少なかったということですがけれども、これが例年同じくらい減額、予定者数の推移、30年度が全体合わせて少なくなったから減額ということは分かるんですが、例年よりも少ないのちよっとその辺を教えてください。

○委員長（岩永政則委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

平成30年度の予定人数の方が、平成29年度よりも多く予定をしてました。特に子宮がん検診、乳がん検診等を多目に取っております。それと、今年度から胃がん検診のカメラの部分も新たに追加しておりますので、その部分でも金額が上がっております。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

概要としては29年度よりも30年度が子宮がん、乳がんそれから胃カメラについて人数を増やしたというところではありますけれども、その予定していた人数が分かれば、予算に上げた30年度と29年度、教えていただければと思うんですけど。

○委員長（岩永政則委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

29年度が子宮がんが1,550名、そして乳がんの方が970名上げておりました。30年度が子宮がんが1,790名、乳がんが1,520名、予算上上げておりました。胃がんカメラの方が500名、予算上は上げております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

中村委員。

○委員（中村美穂委員）

元々の設定の人数をかなり上げていらっしゃるのと、胃カメラを500名ということですので、この300万の減というのは、その部分があるのかなと思うんですけど、そうしましたらその目標設定値を上げていなければと言いますか、29年度と30年

度は胃カメラは別ですけれども、例えば子宮がんとか乳がんに関してのがん検診を受けられた方の人数というのはそう変わりはないということでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

乳がん、子宮がんは2年に1回に変わっております。県とかに報告する母数を考えたときは、ほとんど減はなく微増という状況になっております。これから人数自体は多分1年置きに少なく多く少なく多くということで動いていくかと思えますけども、分母が減ってくるので、受診率としては変わらないというか微増という状況です。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

同じく健康診査委託料の部分でお伺いをしたいんですけども、今話がありましたように、がん検診などが元々予定していたほど伸びなかったということなんですが、要因というのはどういったふうに分析されているのでしょうか。もう特段無いのか。それとも何か要因があるのか、お願いします。

○委員長（岩永政則委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

特段これはという理由は無いですけども、PRとしましては本年度は昨年度よりも、乳がんとかはイオンとかでもう1回急きょ増やしたりして、機会の方は増やしてるんですけども、そんなにグッと伸びてないというのが現状です。その辺でまだPR不足というのがやっぱりあると考えております。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

私も制度のことは詳しくないんですが、確かこのがん検診とかは11月までになってるんですよね。私の個人的な感覚なのかもしれないですけども、例えば特定健診を受けたときに併せてがん検診を受けようとしたときに、11月前までだったら一緒に受けられるけれども、それ以降だったらもう特定健診だけになる。そういったことで、12月1月2月3月辺りに受けようとしたけれども受けられないという実情があるんじゃないかという気がするんですが、これ制度的にどうしても12月1月2月3月辺りにがん検診を受けるとするのはどうしても不可能なものなのか、この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

志田課長。

○健康保険課長（志田純子君）

国の方で11月までにしなくてはいけないという決まりは無いです。なぜ町が11月までしてるかと言いますと、やっぱり請求の関係でどうしても大きい病院、例えば百合野病院の健診センターとか女の都病院とか何百万単位で来ますので、やはりそれが遅れて来たりとかして払える時期がずれたりとか、いろいろその辺を考えて一応11月まで実施して、大体請求が翌月に本当はしてもらわないといけないんですけど、なかなかというところもありますので、安全をとって今11月にしております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。

以上で質疑を終了いたします。お疲れ様でした。暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。建設産業部の所管の審査に入っていきたいと思いますが、最初に部長から一言説明を求めます。部長。

○建設産業部長（緒方哲君）

平成30年度長与町一般会計補正予算につきまして、建設産業部の審査をお願いいたします。所管の課長より説明をさせます。

○委員長（岩永政則委員）

最初に中嶋建設産業部理事。

○建設産業部理事（中嶋敏純君）

皆さんこんにちは。それでは平成30年度長与町一般会計補正予算（第5号）、産業振興課所管分につきまして御説明を申し上げます。最初に予算書6ページをお開きください。第2表繰越明許費でございます。2行目、6款農林水産業費1節農業費、農村地域防災減災事業の210万円でございます。これにつきましては三根郷にあります藤の棟ため池と言いますけれども、国土強靱化対策となります耐震対策に対します整備事業ということで県営事業で実施をしていただきますが、国の平成30年度補正予算が2月に可決したことに伴いまして本年度前倒しでその内示がっております。今年度は測量試験費として事業費1,000万円の内示を受けておりますけれども、負担割合は国が50、県が29、町が21%となっております。町の負担分210万円ということになりますけれども、これから県の方において発注などを行っていただきますけれども、完成するには不測の日数を要しますので、完了が翌年度になることから繰越明許をお願いするものでございます。続きまして9ページをお開きください。第4表地方債補正でございます。農村地域防災減災事業債になります。先程繰越明許費で申し上げました藤の棟地区のため池整備に関します町の負担金210万円ということで、起債率が100%ということになりますけれども起債の借りに伴うものでございます。

それでは事項別明細により御説明を申し上げます。10、11ページをお願いいたします。14款県支出金3項委託金でございます。3目衛生費委託金の1節保健衛生費委

託金の2行目、市町村権限移譲委託金の鳥獣捕獲4万7,000円、それから4目農林水産業費委託金1節農業費委託金1万6,000円、5目商工費委託金1節商工費委託金6,000円、合計6万9,000円になりますけれども、産業振興課所管分としまして委託金の確定分となっております。続きまして16、17ページをお開きください。20款町債1項町債7目農業債1款農道等事業債210万円でございます。農村地域防災減災事業充当起債としまして藤の棟ため池の耐震対策に対します整備事業を県営施工で行っていただきます。今年度、測量試験費1,000万円の内示を受けております。負担割合は先程申しました国50、県29、町21%となっております。この分の負担金についての100%の起債をお願いするものでございます。以上が収入でございます。

次に歳出でございます。26、27ページをお開きください。6款農林水産業費1項2目農業総務費の財源組替でございます。14款県支出金3項委託金4目農林水産業費委託金1節農業費委託金の1万6,000円を充当したことに伴うものでございます。続きまして28、29ページをお開きください。同じく6款1項3目農業振興費19節負担金、補助及び交付金のブランド商品生産対策事業補助金の41万2,000円の減額でございます。これは事業量が確定したことに伴います減額補正となっております。続きまして、農産物加工施設整備事業元利償還補助金103万5,000円の減額でございます。これにつきましては、農業法人株式会社アグリウムへの移転継承に伴います平成30年12月19日に繰上償還を行いましたので減額をさせていただいております。続きまして、農村地域防災減災事業負担金の210万円は歳入で申し上げました藤の棟地区ため池の整備事業の負担金でございます。以上、19節負担金、補助及び交付金合計で65万3,000円の増額補正となっております。次に同じく、3項水産業費1目水産振興費19節負担金、補助及び交付金の漁協合併推進支援事業負担金1万8,000円でございます。今年1月23日に大村湾漁協、多良見町漁協、川棚漁協が合併されました。この合併に伴います事務費等の負担金でございます。各漁協の組合員数に応じ関係する2市4町による負担金となっております。続きまして7款商工費1項1目商工振興費19節負担金、補助及び交付金でございます。1行目の信用保証料補給補助金252万9,000円の減額補正でございます。これは借り入れに対します信用保証料の実績に伴います減額となっております。次に2行目の小規模企業振興資金利子補給補助金の49万4,000円、それから3行目の小規模企業創業支援資金利子補給補助金の30万円はいずれも借り入れに対する利子補給の実績に伴います減額となっております。件数でございますが、小規模企業振興資金利子補給補助金では38件でございます。それから小規模企業創業支援資金利子補給補助金は今年度ゼロ件となっております。以上、19節負担金、補助及び交付金合計で332万3,000円の減額補正となっております。次に2目観光費19節負担金、補助及び交付金の263万9,000円の減額でございます。こちらは長与川まつりの開催に伴う町の補助金としまして当初計上させていただいておりましたけれども、大村湾沿岸自治体3市5町からなります海フェスタ

大村湾連絡協議会が行います日本財団の「海と日本プロジェクトサポートプログラム」という助成金を財源として活用したことによります減額補正となっております。

以上が産業振興部所管分でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（岩永政則委員）

続きまして、土木管理課の中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

それでは、続きまして同じく議案第6号長与町一般会計補正予算（第5号）の土木管理課所管分について御説明をいたします。まず予算書6ページをお願いします。第2表繰越明許費の3行目になります。8款土木費2項道路橋りょう費の安全で快適な地域社会の創造事業2,200万円になります。この繰越理由といたしましては、補助対象外となりました道路舗装工事相当分につきまして県と協議を行いまして、内示の枠内での法面工事への振り替えが可能となったために今年度設計を行いまして、次年度31年度に工事を行うものであります。次にその下、道路橋長寿命化による安全性の確保事業1,240万円になります。こちらの繰越理由といたしましては、JRなどへ委託して調査業務を行っておりますが、その残業務の確定に時間が掛かったことと、平木場にある山田橋の施工方法につきまして協議に時間が掛かっておることが理由になります。次にその下の3項河川費、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業です。6,550万円の繰り越しになります。こちらの繰越理由といたしましては平成30年7月豪雨の罹災後補助申請を行いました。その最終的な補助の決定が11月20日付けで正式に使えるお金となった繰越承認という形になります。その後ようやく業務委託の発注ができて、県、国との工法検討についてまだ時間を要している状態であります。次に1番下の11款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費、こちら災害復旧単独事業になりますが1,600万円、これにつきましては関係者との協議に時間を要しているために繰り越しをお願いするものであります。続きまして8ページ、地方債です。2段目の道路橋りょう事業の限度額補正が1,780万円、こちらは補助の変更に伴う起債の変更になります。

続きまして一般会計補正予算に関する説明書で詳細の話をしたいと思います。まず歳入になります。8、9ページをお開きください。13款国庫支出金2項国庫補助金4目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金になります。2,465万1,000円の減額でございます。こちらは安全で快適な地域社会の創造補助金で、今年度は岡郷浜崎地区の町道北部1号線法面工事と西高田日当野尾線の舗装工事を予定しておりました。しかしながら先程の繰越説明でも一部申し上げましたが、道路舗装工事については交付金の採択要件が不採択になりましたので、法面工事へ振り替えを行うものであります。続きまして10、11ページをお開きください。14款県支出金2項県補助金6目土木費県補助金2節河川費補助金、こちら390万円の増額になります。こちら繰り越しで申し上げました長崎県災害関連地域防災がけ崩れ対策事業費の補助金になります。7月豪雨のがけ崩れ対策事業の補助金がやっと確定をしました。金額がですね。その確定に

伴う補正を行い、そのまま繰り越す形になります。同じく3項委託金6目土木費委託金1節土木費委託金、こちら5,000円になります。その下の2節港湾費委託金289万円の増額、こちら両方とも県からの権限移譲の交付金、この金額の額の確定による補正になります。続きまして14、15ページをお開きください。20款町債1項町債2目土木債1節道路橋梁事業債1,050万円の減額でございます。先程補助の分で申し上げました安全で快適な地域社会の創造補助金、この減額に伴う分であります。

続きまして歳出になります。28、29ページをお開きください。8款土木費1項土木総務費1目土木総務費は財源組替でございます。こちらは港湾負担金の額の確定に伴う財源の組み替えです。30、31ページをお願いします。同じく2項道路橋梁費2目道路維持費15節工事請負費1,581万4,000円、こちらは補助額の確定に伴う減額補正でございます。同じく3項河川費2目がけ崩れ対策費の13節委託料410万円及び15節工事請負費110万円、こちらにつきましても補助額の確定に伴う増額補正でございます。同じく4項港湾費1目港湾整備費19節負担金、補助及び交付金190万6,000円の減額補正になります。こちらは県工事の減額に伴う地元負担金の減額になります。以上が土木管理課所管でございます。御審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

続きまして日名子都市計画課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

それでは都市計画課所管分につきまして御説明を申し上げます。まず最初に予算書の6ページをお願いいたします。第2表繰越明許費でございます。真ん中からちょっと下、8款5項都市計画費、長与町土地区画整理事業特別会計繰出金1億1,948万円でございますが、主なものとして高田南土地区画整理事業における工事が2件、建物移転補償が4件でございます。同じくその下段の西高田線街路事業1億1,358万2,000円でございますが、こちらは未契約分でございます。続きまして8ページをお願いいたします。3段目の土地区画整理事業、4段目の街路事業、それと5段目の市街地整備総合交付金事業、こちらが都市計画課所管分でございます。3段目、土地区画整理事業、補正後の1億2,840万円につきましては国庫補助金の内示減に伴う起債借入額の減額でございます。その下、街路事業の補正額7,920万円につきましては、同じく国庫補助金の内示減に伴う起債借入額の減額、それと県事業であります都市計画道路吉無田三根線街路整備事業の地元負担金の減額によるものでございます。その下の市街地整備総合交付金、補正後460万円につきましては仮称道の尾中央公園の委託金、これの確定に伴う減額によるものでございます。

それでは歳入歳出につきまして補正予算に関する説明書により御説明を申し上げます。まず歳入からですが説明書の8、9ページをお願いいたします。13款2項4目2節都市計画費補助金、活力創出基盤整備総合交付金2,200万円の減額補正でございます。これにつきましては都市計画道路西高田線における国庫補助金の内示減に伴うものでござ

ざいます。続きまして12、13ページをお願いします。16款1項4目1節土木管理費寄附金5万円でございますが、これはまちづくりのためにということで寄附をいただきましたので、この分の増額補正を計上いたしております。続きまして同じページの1番下、17款1項3目1節土地区画整理事業特別会計繰入金でございますが140万8,000円の増額補正でございます。これにつきましては高田南地区の保留地処分金を特別会計から繰り入れするものでございます。続きまして14、15ページをお願いいたします。20款1項2目2節都市計画事業債5,020万の減額補正でございますが、説明欄にございます土地区画整理事業充当起債4,750万、これが国庫補助金の内示減に伴う起債借入額の減額、それとその後、街路事業充当起債270万の減額は同じく国庫補助金の内示額に伴う起債借入額の減額、それと県事業の都市計画道路、吉無田三根線街路整備事業の地元負担金の減額によるものでございます。同じページの下、3節市街地整備総合交付金事業債260万の減額でございますが、高田越トンネルの上部付近に整備予定の仮称道の尾中央公園設計業務の完了に伴う歳出予算の減額により、起債借入額を減額するものでございます。以上が歳入予算でございます。

続きまして歳出でございますが、30、31ページをお願いいたします。8款5項1目都市計画総務費でございます。これは歳入で御説明をいたしました16款の寄附金5万円を充当したことによる財源組替を行っております。次にその後、8款5項2目17節公有財産購入費6,096万でございますが、これは高田南土地区画整理事業地内にある西彼中央土地開発公社で先行取得していた用地3筆の買い戻し分でございます。続きまして、その下の28節繰出金5,273万5,000円の減額補正でございますが、これは高田南土地区画整理事業の国庫補助金内示額減に伴う補助裏負担の減額でございます。続きまして、その後8款5項4目17節公有財産購入費1,700万の減額補正でございますが、これは都市計画道路西高田線における国庫補助金内示額減に伴う減額でございます。続きまして、8款5項4目19節負担金、補助及び交付金100万円の減額補正でございますが、これは県事業都市計画道路吉無田三根線の地元負担金の対象となる案件が無かったために全体を減額するものでございます。続きまして、8款5項4目22節補償、補填及び賠償金でございます。700万の減額でございますが、これは都市計画道路西高田線の国庫補助金の内示減に伴う減額でございます。続きまして、8款5項5目13節委託料287万5,000円の減額でございますが、これは高田越トンネル上部付近に整備予定の仮称道の尾中央公園の設計業務が完了をし、委託料が確定したため、その分を減額するものでございます。以上が都市計画課所管分でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりましたので質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

産業振興課のところで農村地域防災関係で幾つか出てきておりますけれども、その中

で、藤の棟のため池の今後の工事に係る分ということですが、具体的に耐震とおっしゃったんですかね。具体的にどういった目的で、どういったものを想定されているのかをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

山口係長。

○係長（山口亮君）

お答えします。藤の棟ため池についてでございますけども、平成25年度に県の方で耐震調査というのを行っております。その耐震調査の中でレベル1震動と言いますけども、大体震度5弱ぐらいの地震が起きた場合に堤体の安全性が国が定める基準よりも下回っているという結果が出まして、今回、補強工事をするようになっております。具体的に言いますと、ため池の堤体の根元の部分、そこが強度的にちょっと弱いということで、そこを盛り土をしまして補強工事をいたします。また洪水ばけ、水が溢れてくる部分を洪水ばけと言うんですけども、そちらの方もクラックが数か所散見されております。そちらのクラックの補強工事というのをやる予定にしております。事業としましては、来年度から34年度までを掛けまして工事を行っていく予定としております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

この繰越明許費のところでは少しお伺いをします。まず、道路橋長寿命化による安全性の確保ということで、山田橋のことをちょっと言われたと思うんですが、比較的この新しい橋でどういう状況になってるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

山田橋につきましては点検結果、ひび割れ等が見つかりまして、そちらをまず補修するというのと、どうしても水が上から入ってくる分を少しでも止めたいという形で、舗装をある程度やり換えようかなという考えでおります。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

分かりました。1番最後の災害復旧単独事業の繰り越しなんですけど、あまり単独の災害復旧費の繰り越しというのはあまり聞いたことないんですが、関係者との協議に時間を要しているということで、この件についても状況を教えていただきたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

この中身は丸々1,600万ではなくて、中に4本ほど工事がありまして、まず枯木尾川、平木場の方になりますけど、こちらは上部の宅地所有者との話が時間が掛かっているという案件です。もう1つが個人フェンスです。こちらの復旧方法とかでちょっと相手方様と話がうまくつかなかった案件があります。これ両方とも3月中に発注はできそうな話になってるんですけど、それが2件。それと町道の一本松琴の尾線、こちらの方が大型土嚢をちょっと施工しようかなと思ってたんですけど、大型土嚢自体が全国的にほかの災害とかで手に入りにくいということで、材料変更を考えまして、それにちょっと時間を要しております。こちらも3月に契約済となっております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

繰越明許費のところでも多分、橋の補強の部分だったと思うんですけども、舗装が不採択になったということですが、これは結局道路の長寿命化のいろんな今後やっていく中で当然その舗装も含まれると思ってたところが、国から舗装は別ですよというふうになったのか。そうなってくると、これはもう長与町だけの問題でなく全国的にも舗装は外されたというふうなそういう状況があるのかどうか、ここお伺いしたいと思います。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

議員御指摘のとおり全国的な話になりそうです。ただし長与町の場合も当初5か年計画で8本ほど舗装を考えておりました。29年度はどうか採択できたんですけど、30年度になってハシゴを外された感じになりまして、これから先の分については補助対象外になります。ただし事業債、起債事業としてやっていってくださいという部分と、不採択になった分につきまして交通量と舗装の2層、この条件が付いておりますので、この条件が今後どうなるかということで採択条件がまた変わってくるのかなと考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

私もちょっと制度の具体的なことはよく分からないんですが、例えば事業債でやってくださいということですが、そうなってくると、例えば後年度国がその部分はある程度見ますよという形になるのか、そういう話にもなってるんでしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

まずは事業債の採択条件というのが、当初補助で考えてた箇所、こちらのみになりま

す。今のところはこちらが対象となります。起債になりますので、あくまでも90%の交付税措置、これだけの財源の考え方になります。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

すみません。先程申しました充当率についてはちょっと調べさせてください。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにいいですか。堤委員。

○委員（堤理志委員）

都市計画費のところ、31ページの都市計画事業関係の部分の中で、何度か内示の減ということで御説明があったんですが、これは元々国との間でこれでいこうというふうな、ある程度の話がまとまってたところを減額になったということで理解していいのか、そうなってくると今後についても影響が出てくるのか、それとも影響は今回の分だけに限るのか、この辺りはどういうふうな状況でしょうか。

○委員長（岩永政則委員）

日名子課長。

○都市計画課長（日名子達也君）

お答えいたします。都市計画費の内示減につきましては高田南につきましては、来年度平成31年度一括施工の契約をいたしますので、それ以外につきましては国費の方はもう大丈夫ですよということで、県の方と協議しまして幾らか減額の方をしていただいているのがございます。あと西高田線につきましては国の方から、県とも協議して内示の方をお願いしますということにいたしましたんですが、国の方がちょっと付かなかったというところがございます。高田南につきましては今後一括施工というのがございますので、これにつきましては5年間で国費につきましては約15億ということでございます。これにつきましては各省庁、国土交通省とも協議を行っておりますので、これにつきましては、ある程度一定の目途は付いているということでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。ほかにありませんか。それでは質疑なしと認めます。以上で建設産業部の質疑を終了をいたします。お疲れ様でした。そしたら20分まで休憩します。

（休憩 16時08分～16時13分）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。土木管理課長から説明を求められましたので説明をいただきたいと思います。中尾課長。

○土木管理課長（中尾盛雄君）

先程の交付税措置率の話なんですが、私が勘違いしておりますが充当率が90%、つまり1億の工事を行った場合に9,000万、こちらが起債対象という考えになります。

交付税措置率は基本30%、ただし財政力に応じて最大50%まで上がるということで、財政力に応じて30%から50%、こちらが交付税措置率という形になります。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

それでは説明を終わらせていただきたいと思います。中尾課長が退席をいたします。引き続き議会事務局の審査に入っていきたいと思います。説明を求めます。局長。

○議会事務局長（谷本圭介君）

どうもお疲れ様です。議会事務局関係でございますけれども、議会費の中の3つの項目、全て減額の補正でございます。詳細につきましては課長より説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（岩永政則委員）

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

それでは平成30年度長与町一般会計補正予算（第5号）の議会費に係る分について御説明を申し上げます。説明書の20、21ページをお開きください。歳出でございます。1款1項1目議会費でございます。3節の職員手当等でございますけれども、昨年12月議会で条例改正を上げておまして、そのときに予算措置ということで同額を計上しておりましたけれども、この分につきましては条例案が否決をされたために、今回の補正で同額を減額するものでございます。7節賃金につきましてはパート賃金の通勤手当部分でございますけれども、この分につきましては実際雇い入れをしたパートが通勤手当不要の方ということで確定をいたしましたので、通勤手当分について減額をするものでございます。9節旅費につきましては費用弁償の部分でございます。3月議会の予定を差し引いたところで、不用額となる見込み181万1,000円の減額をさせていただきます。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

説明が終わりました。質疑を受けたいと思います。質疑ありませんか。喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

1点お尋ねをいたします。パート賃金が7万2,000円の減額補正ということで出ておりますけれども、これに絡んで会議録作成システム、これはちょっと機能しとらんとじゃないかという思いが一時期しとったんですが、最近の状況としてはどうなのかお尋ねをいたします。

○委員長（岩永政則委員）

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

会議録作成につきましては御心配と御迷惑をお掛けして申し訳ございません。これも、システムについてはいろいろメリット、デメリット等の話をさせていただいてき

たわけでございますけども、一応今年度3月末までに昨年の12月議会の委員会含め各委員会の分も全てアップができる状況まで追い込んできました。今定例会3月議会の分を初めて、私が来て初めてになりますけども、ゼロスタートができる状態にもってきております。今回そのゼロスタートをさせていただいて、どのくらい短縮ができるかというものを実際にやってみながら、どのくらいで3月分、委員会も含めて目標はもちろん本会議が1か月と委員会2か月ということでやってまいりますけども、これまでどうしても各定例会ごとに着手するときにはまだ前回以降の委員会等が残っていた状況がございましたので、今回初めて先程申したようにゼロスタートができるということで、ちゃんと精査ができるのではないかなということで考えております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

喜々津委員。

○委員（喜々津英世委員）

第1稿と言うか、それが送ってきたとを見ると本当に意味不明で、会議録を作成しきらんようなそういうものが非常に多かったというふうに思うんですが、そういった部分で我々が標準語を話しきらんために、機械が訳することができんという、そういうことがかかなりあるんじゃないかなと。役場の職員が、自分達を書いてきた資料を読むとはきれいに入るわけですね。我々の質問自体が今度逆に意味不明とか、そういう格好で遅れとったんじゃないかなと思う。そこら辺は今もやっぱり変わらないんですか。

○委員長（岩永政則委員）

富永課長。

○議事課長（富永正彦君）

滑舌の部分と方言の部分、その部分についてはやっぱり機械もなかなか反訳できないという部分は確かにございます。議員に偏るところもございますし、そのときのマイクの距離とか、音量が少ない時にも反応がなかなかできてないというところがございます。ただある程度、私が来た3年前と比べますと反訳の機械の処理そのものは徐々に良くなってきているという感想はもっております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

ほかにありませんか。それでは質疑もないようでございますから、議会事務局につきましては以上をもって質疑を終了したいと思います。お疲れ様でした。

これで本日の総務文教常任委員会は終了といたします。お疲れ様でした。

（散会 16時22分）